

履修要覧 2026 年度

松山東雲短期大学

I 学科の教育目的・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー

保育科の教育目的 学則第3条の2(1)	現代ビジネス学科の教育目的 学則第3条の2(2)	食物栄養学科の教育目的 学則第3条の2(3)
「新しい時代の変革や社会の要請に応えることのできるより高い資質をもった有為な保育者を養成する」	「ビジネスに関する知識とスキルを身につけ、ICT 運用能力と協調性、創造性、主体性を発揮し、地域社会に貢献できる女性を育成する。」	「食と健康に関する専門知識と確かな技術を修得し、食の分野から人々の健康実現をサポートする食のスペシャリストを養成する」



卒業の認定に関する方針（ディプロマポリシー）

本学は、教育理念と教育目的に基づき、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、学生が卒業時までに身につけるべき3つの能力（知識・理解・技能、思考・判断・表現、関心・意欲・態度）を備えた人物に短期大学士の学位を授与する。

保育科	現代ビジネス学科	食物栄養学科
卒業時までに身につけるべき能力 (知識・理解・技能) 1. 子どもの最善の利益を保障するための知識や技能（目的に適した情報機器や教材を効果的に活用できる力を含む）を身につけ、社会に貢献できる。 2. 自らの経験と学んだ知識を関連づけて、物事を考えることができる。 (思考・判断・表現) 3. 子どもを取り巻く社会環境を総合的に分析し、環境を通して行う保育を実践できる。 4. 保育の意義を状況に応じて判断し、子どもに対する指導計画として表現することができる。 (関心・意欲・態度) 5. 他者からの意見を踏まえ、自身の課題を明らかにし、主体的に学び続けることができる。 6. 支援の対象を理解し、自ら適切な行動をとることができる。	卒業時までに身につけるべき能力 (知識・理解・技能) 1. ビジネス現場で必要とされる専門的な知識やスキルを身につけ、適切に活用することができる。 2. 豊かな知性を身につけ、生涯にわたる自分のキャリアを主体的にデザインすることができる。 (思考・判断・表現) 3. 問題を発見し、情報を収集・分析し、問題の解決に向けた創造的思考力を発揮することができる。 4. 現代社会の諸問題に対し、自らの思考・判断をわかりやすくプレゼンテーションでできる。 (関心・意欲・態度) 5. 現代社会のさまざまな事象について関心を持ち、主体的・継続的に学ぶことができる。 6. 多様な価値観について理解を深め、他者と共に行動することができる。	卒業時までに身につけるべき能力 (知識・理解・技能) 1. 食や健康・栄養に関する専門的な知識・技能を修得し、創造的に活用することができる。 2. 幅広い教養と豊かな人間性を身につけ、人々の健康を支援できる。 (思考・判断・表現) 3. 食物や栄養を取り巻く情報を収集し、確かな視点に基づいて分析を行い、状況に応じた判断ができる。 4. 他者の意見を尊重し、自らの考えや意見を適切に表現することができる。 (関心・意欲・態度) 5. 生命や健康に関する社会問題に関心を持ち、自ら課題解決に向けて取り組むことができる。 6. 病院、福祉施設、学校、事業所、行政など地域や組織における栄養士の役割を理解し、他職種の人々とも協調・協働できる。



教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラムポリシー）

ディプロマポリシーを実現するための教育内容として、体系的なカリキュラムを編成します。この教育を実現するために、カリキュラムの構造を分かりやすく履修系統図として明示します。さらに教育の質を継続的に改善していくために、客観的な評価制度を設けます。

保育科	現代ビジネス学科	食物栄養学科
【教育内容】 1. 共通カリキュラムは、「知の礎」、「社会と共に学ぶ」、「ライフデザイン」、「伝え合う力」の4つの領域で構成し、幅広い分野の学びに触れて興味・関心を広げ、専門的に身につけた知識や技能を生涯にわたって活かすために必要な科目を配置します。 2. 「保育の本質・目的」に関連する科目では、子どもの最善の利益を保障するための知識や技能（目的に適した情報機器や教材を効果的に活用できる力を含む）を身につけ、社会に貢献できる基本的な知識とスキルの修得を図ります。 3. 「保育の対象の理解」に関連する科目では、支援対象の発達過程を踏まえ、支援対象の理解を深めることができる基本的な知識とスキルの修得を図ります。支援対象に対する分析や考察を通じて、自ら適切な行動をとることができる力を身につけ、保育現場で応用する能力を育成します。	【教育内容】 1. 共通カリキュラムは、「知の礎」、「社会と共に学ぶ」、「ライフデザイン」、「伝え合う力」の4つの領域で構成し、幅広い分野の学びに触れて興味・関心を広げ、専門的に身につけた知識や技能を生涯にわたって活かすために必要な科目を配置します。 2. ビジネス基礎科目では、「ビジネス」、「ICT」、「キャリア」に関する学びを通し、ビジネス社会で求められる基本的な知識とスキルの修得を図ります。 3. ビジネス専門科目では、ビジネス基礎科目における学修をもとに、より高度な専門知識や理論を修得し、問題発見・解決能力を育成します。	【教育内容】 1. 共通カリキュラムは、「知の礎」、「社会と共に学ぶ」、「ライフデザイン」、「伝え合う力」の4つの領域で構成し、幅広い分野の学びに触れて興味・関心を広げ、専門的に身につけた知識や技能を生涯にわたって活かすために必要な科目を配置します。 2. 栄養士必修科目では、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「社会生活と健康」、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」の6領域に区分して科目を配置します。 3. 専門基礎分野では、栄養士に必要とされる基礎的な知識と技能の修得を図ります。

4. 「保育の内容・方法」に関連する科目では、保育の意義を多様な情報源から状況に応じて自身の意見や考えに取り入れ、子どもに対する指導計画として反映できる能力を育成します。 5. 「実習」に関連する科目では、専門科目の学修と実践的な資質・能力を統合し、自らの経験と学んだ知識を関連づけて、物事を考え、行動することができる実践力を育成します。 6. 「総合演習」に関連する科目では、子どもを取り巻く社会環境を総合的に分析し、環境を通して行う保育を実践できる判断力と思考力を修得します。 7. 2年間にわたるカリキュラムを通して、他者からの意見を踏まえ、自身の課題を明らかにし、主体的に学び続けようとする態度を身につけ、保育者としての資質を向上していくマネジメント力を育成します。 8. 専門性を高め、職業選択の幅を広げるため、保育士資格、幼稚園教諭二種免許の他に、社会福祉主事、児童厚生二級指導員、その他の資格を取得できる科目を別途資格免許に係る必修科目として配置します。 【教育方法】 1. 専門科目では、保育者に求められる資質・能力を養うため「保育の本質・目的」「保育の対象の理解」「保育の内容・方法」「実習」「総合演習」の科目群を基礎、応用、実践の段階的に編成し、教育課程系統図やカリキュラムマップを用いて履修指導を行います。 2. 多様な学生の学修ニーズに応じ、講義・演習・実技・実習を適切に取り入れます。学生の能動的・主体的な学修力を向上するために、アクティブラーニングやICT機器を取り入れた教育を積極的に実施します。また、講義外学修を取り入れ、課題を課す時期や課題の整合性・連続性に配慮して行い、学修到達目標に沿って、フィードバックを行います。 3. 学生が自身の学修成果を振り返る機会として、学期ごとのディプロマポリシー到達度評価シートを用い、専門科目についての自己評価を行います。自己評価を受け、適宜、面談したり、年度末にはアドバイザーのフィードバックコメントによって個別のサポートを行います。 【学修成果の評価】 1. 学修成果は、各授業科目の成績評価、単位取得状況、GPA、資格取得状況、ディプロマポリシー到達度評価シートなどにより、総合的に評価します。 2. 成績評価については、教育内容および教育方法に応じた適切な評価方法・基準を用います。また、公平性、客観性、厳格性を保つため、多元的評価が可能なルーブリックを積極的に活用します。	4. ビジネス専門科目では、「医療」、「経理・会計」、「マーケティング」、「観光」、「ICT」、「コミュニケーション」、「インターンシップ」について、各分野の実践的な知識とスキルを身につけ、ビジネス現場で応用する能力を育成します。 5. キャリアデザイン科目では、職業観を醸成し、主体的にキャリアプランを描き実践することを学び、将来の進路に合わせた専門科目の履修に結びつけます。 6. キャリアアップ講座では、資格・検定試験対策などの科目を配置し、学修成果の達成状況を把握するとともに、キャリアプランの一環として資格取得などを支援します。 7. 2年間にわたるカリキュラムを通して、協調性、創造性、主体性を身につけるための学びを展開します。 【教育方法】 1. 「共通カリキュラム」、「ビジネス基礎科目」、「ビジネス専門科目」、「キャリアアップ講座」を体系的に編成し、履修系統図などを用いた履修指導を行います。 2. 講義、演習、実習等を適切に組み合わせた科目編成により授業を展開し、主体的で深い学びを促すために、アクティブラーニングやICT機器を取り入れた教育を積極的に展開します。 3. 企業や地方自治体等のステークホルダーと協働しながら、将来のキャリアに関連したインターンシップを積極的に展開します。 4. ディプロマポリシー到達度評価シートを用い、学期ごとに学生が自身の学修成果を振り返る機会を設けます。さらに、次学期の学修目標・計画の設定ができるよう、一人ひとりに応じた学修支援を行います。 【学修成果の評価】 1. 学修成果は、各授業科目の成績評価、単位取得状況、GPA、資格取得状況、ディプロマポリシー到達度評価シートなどにより、総合的に評価します。 2. 成績評価については、教育内容および教育方法に応じた適切な評価方法・基準を用います。また、公平性、客観性、厳格性を保つため、多元的評価が可能なルーブリックを積極的に活用します。	4. 専門分野では、専門基礎分野における学修をもとに、より高度な専門知識、技能、態度を総合的に身につけ、問題発見、解決能力を育成します。 5. 専門実践分野では、栄養士としての職業観を身につけ、栄養の指導や給食の運営を行うことができる能力を育成します。 6. 専門関連科目では、将来の進路や自らの関心に合わせた科目を学び、食物、栄養、生命、健康等を取り巻く情報や課題への関心を持つことができる能力を育成します。 7. 2年間にわたるカリキュラムを通して、他者と協働しながら人々の健康実現を支援できる食のスペシャリストとしての力を育成します。 【教育方法】 1. 「共通カリキュラム」と「専門科目」における「専門基礎分野」「専門分野」および「専門実践分野」を体系的に編成し、教育課程系統図やカリキュラムマップなどを用いた履修指導を行います。 2. 講義、演習、実験・実習等を適切に組み合わせた科目編成により授業を展開し、主体的で深い学びを促すために、アクティブラーニングやPDCAサイクルを取り入れた教育を積極的に展開します。 3. ディプロマポリシー到達度評価シートを用い、学期ごとに学生が自身の学修成果を振り返る機会を設けます。さらに、次学期の学修目標・計画の設定ができるよう、一人ひとりに応じた学修支援を行います。 【学修成果の評価】 1. 学修成果は、各授業科目の成績評価、単位取得状況、GPA、資格取得状況、ディプロマポリシー到達度評価シートなどにより、総合的に評価します。 2. 成績評価については、教育内容および教育方法に応じた適切な評価方法・基準を用います。また、公平性、客観性、厳格性を保つため、多元的評価が可能なルーブリックを積極的に活用します。
---	---	---

Ⅱ 履修ガイド

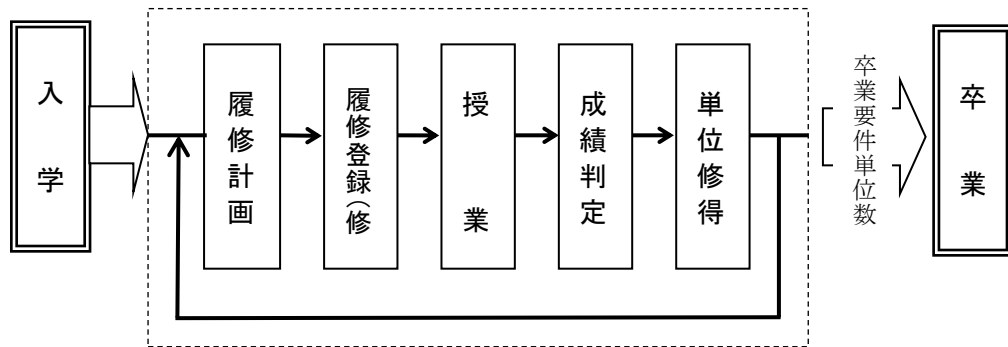
はじめに

今まではほとんどの人が、学校から決められた時間割で一律に授業を受けてきたと思います。本学では、一定の決められた条件のもとではありますが、自由に授業を選択し、学修することができます。したがって多様な学修が可能です。それだけに、常に本人が責任を持って行動することが必要となります。

授業に出席して、担当教員の指導のもとに学修することを、その授業科目を「履修する」といいます。

この「履修要覧」は、学修に関わる事項をまとめたものです。授業科目の履修や単位の修得に誤りのないよう十分に活用してください。

入学～卒業まで



1 授業について

(1) 学 期

学年は前学期と後学期の2学期制となっています。学則上、前学期は4月1日から9月20日まで、後学期は9月21日から3月31日までです。授業日程表や各自の授業スケジュールに従って授業を受けてください。

(2) 開 講 回 数

本学の授業は、各学期15回、通年30回をもって完結することを原則とします。

(3) 授 業 時 間

授業は1時限90分の5時限制で行われます。授業時間帯は次のとおりです。

1時限	8：50～10：20
2時限	10：30～12：00
(昼休み	12：00～13：00)
3時限	13：00～14：30
4時限	14：40～16：10
5時限	16：20～17：50

(4) 授 業 方 法

講義、演習、実験、実習、実技などの授業方法があります。

講義：教員が学生に対し説明することにより知識を授ける

演習：教員の講義と共に、学生も討議・研究発表などを行いつつ指導を受ける

実験：実験や観察を通して、ある現象の理論や原理を学ぶ

実習・実技：教員の指導のもとに実際に作業を行い技術をみがき、知識を修得する

(5) 単 位

各授業科目の1単位は、45時間分の学修内容で構成されています。単位数の計算については授業の方法に応じ、次の基準が設けられています。

ただし、いずれの場合においても、単位の基準を別に定めることもあります。(女子大学学則第22条、短期大学学則第24条)

授業方法	単 位 計 算 基 準	授業時間外学修時間
講義 演習	15 時間の授業をもって1 単位とする授業科目	30 時間
	30 時間の授業をもって1 単位とする授業科目	15 時間
実験 実習 実技	30 時間の授業をもって1 単位とする授業科目	15 時間
	45 時間の授業をもって1 単位とする授業科目	な し

(6) 教育課程表

「教育課程表」には各学科・専攻で開講される授業科目が記載されています。

開講期間 ……どの学期に開講されるかを表しています。

必修科目 ……必ず履修しなければならない授業科目です。

選択科目 ……自分の意志で履修するかどうかを選択できる授業科目です。

ただし、選択科目の中には何単位かは必ず履修しなければならない授業科目

(選択必修科目)や資格を取るために必要な授業科目もあります。

卒業要件単位…卒業するために最低限必要な単位数を表しています。

(7) 出欠席

授業では、毎回出席をとります。欠席回数が開講回数の3分の1を超えると、その授業科目の学業成績の判定を受けることができなくなり、単位を修得できません。

授業の開始時刻から15分までに入室した場合は遅刻扱い、15分以上遅れた場合は授業を受けても欠席扱いとなります。早退は、授業科目担当教員が相応の理由を確認した上で認めることがあります。遅刻及び早退は、3回で欠席1回の扱いとなります。

出欠席は学生本人の責任です。出席回数の不足により学業成績判定資格を失うことがないように十分注意してください。

(8) 受講生数の制限

授業科目によっては受講生数を制限する場合があります。

受講希望者が多い場合に、第1回目の授業で人数調整が行われます。

また、受講生が5名未満の授業科目は、開講が取り消される場合もあります。

(9) 休講・補講及び教室変更

休講・補講及び教室変更は、UNIPA等を通して連絡があります。補講は休日に実施する場合があります。

なお、授業開始時刻から15分を経過しても教員の入室がないときは、教務課に連絡をとり指示を受けてください。

(10) 気象警報及び公共交通機関の運休に伴う授業などの取扱い

気象警報発表時及び避難指示など発令又は公共交通機関が運休となった場合における、授業の取扱い及び課外活動などの取扱いについては以下のとおりです。

① 気象警報発表時及び避難指示などが発令

ア. 愛媛県松山市に「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪※波浪・高潮は除く）」、「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発表された場合

午前7時現在	1、2時限の授業を休講とする
午前11時現在	3、4、5時限の授業を休講とする
授業開始後に発表	次の時限以降の授業を休講とする ※ただし、特別警報が発表された場合は全ての授業を直ちに中止とする

イ. 愛媛県松山市桑原地区に「避難指示」が発令された場合

午前7時現在	全ての授業を休講とする
授業開始後に発令	全ての授業を直ちに中止とする

② 公共交通機関の運休

地震、豪雨、積雪などの自然災害、交通ストライキなどにより、定期運行している伊予鉄道の市内電車・郊外電車及び路線バス並びにJR四国（松山駅発着の列車）が全て運休している場合

午前7時現在	1、2時限の授業を休講とする
午前11時現在	3、4、5時限の授業を休講とする
授業開始後に全て運休	次の時限以降の授業を休講とする

③ 居住地域などにおいて以下の状態に遭遇した場合

- ア. 居住地域又は通学時に経由する地域などにおいて「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪 ※波浪・高潮は除く）」、「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発表された場合
イ. 居住地域又は通学時に経由する地域などにおいて「避難指示」が発令された場合
ウ. 伊予鉄道又はJR四国（松山駅発着の列車）のどちらかが運休しており、他の公共交通機関が利用できない地域で通学が不可能と認められた場合

上記ア～ウに該当する場合は、公欠席とする
※ウについては公共交通機関の発行する「運休証明書」が必要

④ 学外実習などに関する対応について

学外実習などにおいて、実習先、もしくは学生の居住地域に「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪 ※波浪・高潮は除く）」、「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発表された場合や避難指示が発令された場合

午前7時現在で、上記の警報などが発表されている場合、一日学外実習などを中止する。
ただし、実習先の警報発令などの取扱い基準などがある場合は準拠する。
なお、宿泊を伴う実習については、この基準に準じない。

⑤ 課外活動その他

授業が休講となった場合は、学内におけるすべての課外活動や各種講座を中止とする。

大会、催物又は合宿などの学外における課外活動時においては、当該地区に「特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪 ※波浪・高潮は除く）」、「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発表されている間、もしくは当該地区に避難指示が発令されている間は、活動を中止し身の安全を確保するものとする。大会などの主催者がいる場合はその指示に従うものとする。

⑥ その他非常時の授業の取扱いについて

地震による災害や感染症の発生など、学生の安全確保の必要があると判断した場合、学長の判断により措置を決定する。

【留意事項】

- ・気象情報は(財)日本気象協会 <https://www.tenki.jp/> または愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課 ehime.my.salesforce-sites.com/#!で確認してください。
- ・公共交通機関の運休情報は、伊予鉄道、JR四国のホームページ及びニュースなどで確認してください。
- ・休講になった授業の補講日程は、授業科目担当者が決定し、後日通知します。

(11) 公 欠 席

公欠席とは、学外実習、学生会活動、就職試験、公共交通機関の事故又は運休、学校感染症、忌引、その他教務部長の認めた特別の事由のために授業を欠席する場合をいいます。

公欠席の適用を受けたい場合は、「公欠席許可願」を関連各課に提出し、関係各部長の許可を得なければなりません。公欠席許可願は事前に提出することを原則としますが、やむを得ず事後の提出になる場合は、原則として欠席日以後1週間以内（当日を含めて7日以内。ただし、土・日・祝日は受付できません。）に提出しなければなりません。

感染症による出席停止の場合は、欠席日以後1週間以内に学生支援課へ連絡した上で所定の手続きをとってください。

また、学生会活動で公欠席する場合は、別枠として次の場合に限り、公欠席がみとめられます。

- ① 四国地区大学総合体育大会（四国インカレ）に出場する場合
- ② 学生連盟主催の大会で、全国大会に出場する場合（2回限度）
- ③ 全国大会（個人種目のみ）や国民体育大会、国際大会に出場する場合
- ④ 各種協会や連盟などからの派遣要請により、全国大会又は国際大会へ選手として出場する場合
- ⑤ 各種協会や連盟などからの派遣要請により、競技補助員として国際大会に参加する場合
- ⑥ 全国規模の協会や連盟などからの派遣要請により、強化合宿・遠征などに参加する場合

公 欠 席 事 由 及 び 適 用 条 件		書類提出先	備 考																																				
学生会活動 体育部で対外試合に出場 文化部の対外発表	一人年間2回まで（ただし、四国インカレは含まない） 地方大会から全国大会まで、もしくは予選から決勝までのように1大会期間は1回） 一人年間2回まで	学生支援課	別枠あり																																				
学校保健安全法に基づく学校感染症	別表のとおり	学生支援課	医師の診断書を添付 ※1 （必要な出席停止期間が明記されたもの）																																				
就職・進学試験	受験のために義務付けられている会社説明会及び就職試験 詳細は事前に確認すること）又は進学のための入学試験	キャリア支援課																																					
忌 引	葬儀などが行われた日を含む次に掲げる期間 （日数は連続するものとし、土・日・祝日を含む） <table border="1"> <tr> <th colspan="2">死亡者区分</th><th colspan="2">日数</th></tr> <tr> <td colspan="2">配偶者</td><td colspan="2">10 日</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>血族</td><td>姻族</td></tr> <tr> <td colspan="2">一親等直系尊属（父母）</td><td>7 日</td><td>3 日</td></tr> <tr> <td colspan="2">同 卑属（子）</td><td>5 日</td><td>1 日</td></tr> <tr> <td colspan="2">二親等直系尊属（祖父母）</td><td>3 日</td><td>1 日</td></tr> <tr> <td colspan="2">二親等の傍系者（兄弟姉妹）</td><td>3 日</td><td>1 日</td></tr> <tr> <td colspan="2">三親等直系尊属（曾祖父母）</td><td>2 日</td><td>1 日</td></tr> <tr> <td colspan="2">三親等の傍系者（伯叔父母・甥姪）</td><td>1 日</td><td>1 日</td></tr> </table> その他：兄弟姉妹・伯叔父母・甥姪それぞれの配偶者 1 日	死亡者区分		日数		配偶者		10 日				血族	姻族	一親等直系尊属（父母）		7 日	3 日	同 卑属（子）		5 日	1 日	二親等直系尊属（祖父母）		3 日	1 日	二親等の傍系者（兄弟姉妹）		3 日	1 日	三親等直系尊属（曾祖父母）		2 日	1 日	三親等の傍系者（伯叔父母・甥姪）		1 日	1 日	教 務 課	会葬礼状など事由を証明する書類を添付
死亡者区分		日数																																					
配偶者		10 日																																					
		血族	姻族																																				
一親等直系尊属（父母）		7 日	3 日																																				
同 卑属（子）		5 日	1 日																																				
二親等直系尊属（祖父母）		3 日	1 日																																				
二親等の傍系者（兄弟姉妹）		3 日	1 日																																				
三親等直系尊属（曾祖父母）		2 日	1 日																																				
三親等の傍系者（伯叔父母・甥姪）		1 日	1 日																																				
裁判員に選任された場合	裁判員制度による裁判員に選任され、裁判に参加した場合、適用される	教 務 課	呼出状の写し、裁判所発行の書類を添付																																				
学 外 実 習	学外実習授業担当者の指示に従うこと	教 務 課																																					
大学主催の海外留学	各授業科目につき2回まで	教 務 課																																					
公共交通機関の事故又は運休	公共交通機関とは、鉄道・バス・船舶などの定期路線を指す。 タクシー・自家用車・バイク・自転車の事故は責任の所在のいかんにかかわらず、これに含まれない。	教 務 課	事故又は運休を証明する書類を添付（公共交通機関の発行したもの）																																				
居住地域又は通学時に經由する地域などに気象警報が発表	詳細は、「気象警報及び公共交通機関の運休に伴う授業の取扱い」参照	教 務 課	気象警報が発表されたことを証明する書類を添付																																				

※1 本学所定の診断書は学生用ホームページに掲載しているのでコピーをして使用すること。

〔別表〕 学校保健安全法施行規則による感染症の出席停止期間

		疾 患	出 席 停 止 期 間
第1種	感染症法の1類及び2類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	飛沫感染し、学生の罹患が多く、大学において流行を広げる可能性が高い疾患	インフルエンザ（季節性）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失、又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核	他者への感染の恐れがないと、医師が認めるまで
第3種	大学で流行を広げる可能性がある感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	※2 その他の感染症は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、公欠扱いとするものである。感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症など）、溶連菌感染症、手足口病など。
		コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他 の 感 染 症 ※2	

2 卒業要件について

〔女子大学〕

4年以上在学し、学則別表1に定める各学科・専攻所定の授業科目の単位を修得すると卒業が認定されます。ただし、休学期間は在学期間に含まれません。また、6年を超えて在学することはできません。

〔短期大学〕

2年以上在学し、学則別表1に定める各学科所定の授業科目の単位を修得すると卒業が認定されます。ただし、休学期間は在学期間に含まれません。また、4年を超えて在学することはできません。

3 履修登録について

卒業のため、あるいは資格取得のために、どの授業科目をどれだけ履修しなければならないかは、各学科・専攻で定められています。そして、どの授業科目を選択するかを一定の手続きにより確定させることを「履修登録」といいます。

履修登録は学生本人の責任のもとに行われます。単位数が不足していたため卒業ができなかったり、資格が取得できなかったりということのないよう十分注意して履修計画を立ててください。

<履修の心得>

学生にとっては、学問が第一の目的です。この目的を達するためには以下のことを十分注意して勉学に取り組んでください。大学では、すべての結果が本人の責任になるので、それだけ十分な配慮をする必要があります。

(1) 大学4年間又は短期大学2年間を通しての履修計画を立てること

大学は自らの可能性、活躍のフィールドを無限に広げることのできる場所です。そのためにはしっかりとした目標、将来像を見定め、あるいは、模索しながら履修していかなければなりません。それには、1学年の履修計画を立てるだけでなく、同時に卒業するまでの履修計画もあわせて考える必要があります。そのため本学では「学修ポートフォリオ」を作成しています。1年次から卒業年次まで継続して各学期に学修過程を記録し、振り返りを行うこのツールを活用することによって、学生は自らが設定した学修目標の達成状況を把握し、自主的に学びを深めていくことができます。

(2) 系統的に授業科目を履修すること

大学における学業は、一定数の単位を修得することによって完了し、卒業することになります。できるだけ早い時期に学修目的を定めて、自らの学修にあわせて各授業科目の内容や開講年次を考慮しながら系統的に履修し、真の大学生としての実力を身につけてください。そのための手段として以下のものを活用してください。

カリキュラムマップ：授業科目とディプロマポリシーの関係を示した表

履修系統図・カリキュラムツリー：授業科目間の対応関係や履修・学修における道筋を示したもの

科目ナンバリング：学修の段階や順序などを表し、教育課程の体系性を示したもの

(3) 積極的な学修姿勢を身につけること

十分な学修効果をあげるためには、積極的な姿勢を持つことがその第一条件となります。ただ、教室で講義を聞くだけでなく、自主的な学修をしてはじめて満足な理解ができるのです。また、講義でわからないことがあれば、遠慮せず積極的に質問することも重要なことです。授業外には「オフィスアワー」を積極的に活用してください。

<CAP制について>

本学では、1年間に履修登録できる単位数の上限を設けています（CAP制）。これは、適切な授業科目数を履修することで、十分な学修時間を確保し、学修内容を深く身に付けることを目的としています。なお、集中講義、学外実習指導、学外実習及び他の大学又は短期大学における授業科目は、履修上限に含まれません。また、累積GPA値(※)が一定の基準値以上であれば、履修上限単位数を超えて履修登録することができます。

※累積GPA値については「5 GPA制度について」を参照してください。

〔女子大学〕

1年間に履修登録できる単位数の上限は49単位です。

ただし、前年度3月31日時点の累積GPA値が3.0以上であれば、履修上限単位数を超えて55単位まで履修登録することができます。

〔短期大学〕

1年間に履修登録できる単位数の上限は49単位です。

ただし、1年生の9月20日時点のGPA値が2.5以上であれば、履修上限単位数を超えて55単位まで履修登録することができます。

<履修の手順>

(1) 履修計画を立てる

- ① 卒業や資格取得のために必要な単位は各学科・専攻で違います。オリエンテーション期間の教育課程ガイダンスでの説明をよく聞くとともに、「履修規程」及び「教育課程表」を確認してください。
- ② 「教育課程表」や「授業時間割表」を見て、履修する授業科目を決めてください。「シラバス」を確認し、履修計画の参考にしてください。「シラバス」は本学公式ホームページ又はUNI PAにて閲覧してください。
- ③ 授業科目は、必修科目と選択科目に分けられます。まず自分が履修しなければならない必修科目を調べ、次に履修可能な選択科目を考えてください。（必修科目が最優先）そして、卒業に必要な科目と資格に必要な科目を確認した上で履修計画を立ててください。
- ④ 履修する授業科目が決まれば「授業時間割表」でクラスなどを確認し、自分の受ける授業を間違えないようにしてください。
- ⑤ 履修登録した授業科目の単位を修得できなかった（不可や失格の）場合は、次学期以降の時間割に従って再度履修登録をすることができます。
- ⑥ すでに、単位を修得した授業科目については、担当者が異なっても同一授業科目として扱われるため、履修登録をすることはできません。

(2) 履修登録をする

履修登録は、学期の始めに行います。指定された日時に履修登録をしてください。

ただし、上限単位数を超えて履修したい場合やUNIPAで履修登録ができない授業科目を履修したい場合は、以下の手続き書類を教務課に提出してください。

「上限単位数を超える履修登録許可願」

上限単位数を超えて履修したい場合は、自分の累積GPA値を必ず確認の上、指定された期日内に「上限単位数を超える履修登録許可願」を教務課に提出してください。

〔女子大学〕

「他専攻履修登録票」

「他学年履修許可願」

他専攻履修とは、自分が所属する専攻以外で開講されている専門科目（選択科目）を履修することです。他専攻の授業科目を履修したい場合は、その授業科目を履修することができるか必ず教務課で確認の上、指定された期日内に「他専攻履修登録票」を教務課に提出してください。

入学した年度の教育課程表にない授業科目（新設科目）を履修したい場合は、その授業科目を履修することができるか必ず教務課で確認の上、指定された期日内に「他学年履修許可願」を教務課に提出してください。なお、その授業科目を履修し単位を修得した場合は、原則として自由単位となります。

〔短期大学〕

「他学科履修許可願」

「他クラス履修許可願」

「他学年履修許可願」

他学科履修とは、自分が所属する学科以外で開講されている専門科目（選択科目）を履修することです。

他クラス履修とは、自分が所属するクラスの授業科目を履修できない場合、他クラスにてその授業科目を履修することです。

他学年履修とは、入学した年度の教育課程表にない授業科目（新設科目）を履修することです。

他学科、他クラス又は他学年の授業科目を履修したい場合は、その授業科目を履修することができるか必ず教務課で確認の上、指定された期日内に「他学科履修許可願」、「他クラス履修許可願」、「他学年履修許可願」を教務課に提出してください。

(3) 履修登録の確認をする

- ① 各学期の指定された期間に、各自UNIPAで、正確に履修登録できているか確認してください。
- ② 「学生時間割表」に記載されている授業科目が、履修登録が確定した授業科目になりますので、内容をよく確認してください。万が一間違いがある場合には、速やかに教務課に申し出てください。

履修登録確定後の追加登録、登録した授業科目の変更及び取消は原則として認められません。ただし、学期始めから開講されない集中講義科目等に関し、第3回授業までは履修登録の取消を認めます。

また、登録されていない授業科目については、たとえ授業を受けても成績判定を受けることはできません。

4 学業成績の判定について

学業成績は、試験、研究報告、レポート及び学修状況などを総合して判定されます。学修成果等の提出の際は、生成AIの使用には十分留意してください。生成AIの使用方針については、学生用ホームページに掲載されている「生成AIの使用方針について」を確認してください。

欠席が当該授業科目の開講回数の3分の1を超えると、成績判定が行われません。

各授業科目の成績評価方法・基準は、「シラバス」に記載されています。

(1) 試験

試験は授業で指示された時間に行われます。

試験が実施される授業科目名、日時、実施方法、留意事項などは、あらかじめ担当教員より通知されます。受験する学生は通知された留意事項や受験者心得などを遵守してください。

受 験 者 心 得

- ① 試験の実施日時・場所などは、各自が事前に確認すること。
- ② 試験に際しては学生身分証明書を必ず机の上に置くこと。
*学生身分証明書を携帯していない者は、監督者の指示を受けること。
*仮身分証明書発行場所 教務課
- ③ 試験開始時刻までに所定の席に着くこと。
- ④ 定刻より15分以上遅刻した者は原則として受験できない。
- ⑤ 携帯電話などは電源を切り、荷物とともに座席下に置くこと。
- ⑥ 机には、指示された物以外は置かないこと。
- ⑦ 試験開始後は、原則として途中退場は認めない。
- ⑧ 答案用紙は、持ち帰ることができない。氏名など必要事項の記入に漏れがないことを確認し必ず提出すること。
- ⑨ 追試験に該当する事由により試験を受験できなかった場合は、欠席の事由を証明する書類を添えて、速やかに教務課に届け出ること。
- ⑩ 不正行為をした者については、当該授業科目の学業成績を判定しない。また、その程度に応じて学則に定める懲戒処分を行う。

(2) 追 試 験

試験を受験できなかった学生に対しては、追試験を行うことがあります。ただし、欠席の事由は次のいずれかに該当しなければなりません。

事 由	証 明 書
公欠席が認められたもの	公欠席許可通知
公欠席が認められない病気又はけが	医師の診断書又は受診が証明できるもの 注)1
公共交通機関の途絶又は延着	最寄駅の証明書
公欠席が認められない忌引	会葬礼状
災害など	被災証明書
公欠席が認められない課外活動の公式試合	学生支援課の証明書
その他やむを得ない事由	事由書

注)1 受診が証明できるものは、本人氏名・受診日・受診機関名が記載されているものとする。

追試験を受けようとする学生は、事前又は試験日以後1週間以内（試験当日を含めて7日以内。ただし、土・日・祝日は受付できません。）に本人が「追試験願」に証明書を添付して教務課に提出してください。

なお、感染症による出席停止のため「追試験願」を期限内に提出できない場合は、試験日以後1週間以内に教務課へ連絡した上で所定の手続きをとってください。

(3) 研究報告及びレポート

授業では、あるテーマについての研究報告やレポートが課せられることがあります。授業科目名、日時、実施方法、留意事項などが担当教員から通知されますので、それに従ってください。

研究報告を行う日やレポートの提出日に欠席した場合は、試験の欠席に準じます。

レポートなどに関する心得

- ① レポートなどの提出期限・場所は、各自が確認すること。
 - ② レポートなどの提出に際しては、氏名など必要事項の記入に漏れがないことを確認すること。
 - ③ レポートなどについて、剽窃（ひょうせつ）などの不正行為を行ったと授業担当者が認めた場合は、筆記試験における不正行為と同様に扱う。
- ※ 「剽窃（ひょうせつ）」とは、引用などの適切な方法によらず、他人の文章を自分の文章の一部もしくは全部に用い、自分の作品として発表することを言う。

(4) 学 業 成 績

学業成績は次のとおり評価します。秀、優、良、可は合格、不可は不合格です。合格した授業科目には、所定の単位が認定されます。

秀	100点～90点	優	89点～80点	良	79～70点
可	69点～60点	不可	59点以下		

- ・ 学業成績を「合格」、「不合格」で評価する授業科目もあります。
- ・ 欠席回数が授業開講回数の3分の1を超えた場合、試験に際し、不正行為を行った場合など、学業成績判定をうける資格がない場合は、「失格」と表示します。
- ・ 他大学などで修得した単位については、原則として「認定」と評価します。

(5) 学 業 成 績 の 通 知

成績通知日以降にUNIPAで「成績照会」を行うことができます。すでに修得した授業科目、当該学期に単位を修得した授業科目、単位を修得できなかった授業科目、及び学業成績判定資格失格科目が明示されています。

なお、学業成績について次の各号に該当すると学生が判断した場合には、指定の期間内に教務課に申し出た場合に限り照合を行います。ただし、土・日・祝日は受付できません。

- ① 成績の誤記入など、明らかに授業科目担当教員の誤りであると思われるもの
- ② 「シラバス」などにより学生に周知している授業の到達目標や評価方法から明らかに成績評価について疑義があると思われるもの

5 GPA制度について

本学では、GPA（履修科目の成績の平均値：Grade Point Average）を算出する制度を定めています。GPAは、履修計画の立案から成績評価を受けるまでの学修活動全体を評価する指標であり、成績評価に対するGP（各成績評価に与えられる数値（評価点）：Grade Point）は、次のとおりです。

成績評価	GP	点数	評価基準
秀	4	100～90点	到達目標を十分に達成し、特に優秀な成績をおさめている
優	3	89～80点	到達目標を十分に達成している
良	2	79～70点	到達目標をおおむね達成している
可	1	69～60点	到達目標を最低限の水準で達成している
不可	0	59点以下	到達目標の最低限の水準に達成していない
失格	0	-	「失格」と判定されたもの
合格	-	-	到達目標を達成している
不合格	-	-	到達目標を達成していない
認定	-	-	「認定」と判定されたもの

GPAは、UNIPAの「成績照会」のページに記載されます。このGPA値を参照することにより、学修成果を客観的に確認し、学修意欲を高めるとともに計画的に履修を進めることができます。

(1) GPA対象科目

GPA対象科目は、本学学則に規定する卒業要件に係わる授業科目です。ただし、次の授業科目については、GPA対象科目から除きます。

- ① 「合格」又は「不合格」で成績評価される授業科目
- ② 「認定」で成績評価される授業科目
- ③ 単位互換科目

(2) GPAの種類と算出方法

GPAは「学期GPA」及び「累積GPA」の2種類とし、次の計算式で算出された数値の小数点第3位を四捨五入して、小数点以下2桁とします。

学期GPA（当該学期における学修の状況及び成果を示す指標）の計算式

「学期GPA」＝（当該学期の評価点）÷（当該学期の総履修登録単位数）

※（当該学期の評価点）は、当該学期の「秀」の単位数×4＋「優」の単位数×3＋「良」の単位数×2＋「可」の単位数×1 とし、（当該学期の総履修登録単位数）には、不可、失格になった単位数を含みます。

累積GPA（在学中全期間の学修の状況及び成果を示す指標）の計算式

「累積GPA」＝（全期間の評価点）÷（全期間の総履修登録単位数）

※（全期間の評価点）は、全期間の「秀」の単位数×4＋「優」の単位数×3＋「良」の単位数×2＋「可」の単位数×1 とし、（全期間の総履修登録単位数）には、不可、失格になった単位数を含みます。

(3) 再履修した授業科目について

不可又は失格になった授業科目を再履修により単位を修得した場合は、再履修科目の成績のみを評価対象とし、累積GPAを算出します。

(4) 履修取消について

履修登録をしているのに受講しなかった場合は「失格」となるため、GPAは低く算出されます。履修登録した授業科目について、途中で履修を中止したい場合は、学期毎に設けられる履修登録修正期間中に履修取消の手続きをしてください。

6 学籍異動について

- (1) 休 学 … 健康その他の理由で、2カ月以上修学できないときは、あらかじめアドバイザーに相談の上、休学願を教務課へ提出してください。休学の理由が健康上の場合には、原則として医師の診断書が必要です。休学できる期間は、学年又は学期とし、女子大学、短期大学ともに通算2年以内です。学期の全期間を休学する場合、次学期が始まる前に提出してください。学期の全期間の休学が許可された場合、在籍料のみとなります。学期の途中で休学する場合、授業料は月割で減免又は免除されます。
- (2) 復 学 … 休学中の学生が復学するときは、あらかじめアドバイザーと相談の上、次学期が始まる前に復学願を教務課へ提出してください。健康上の理由で休学していた学生は、修学可能であることを示す医師の診断書が必要です。復学の時期は、学期の始めとします。
- (3) 退 学 … 退学を希望する学生は、あらかじめアドバイザーと相談の上、次学期が始まる前に退学願を教務課へ提出してください。また他大学などに入学又は編入学する場合も、同様の手続きが必要です。退学願を提出しても学納金未納の場合は除籍になりますので、注意してください。
- (4) 除 籍 … 学則に定める在学年数を超えた場合、休学期間を超えても復学できない場合、学納金を納付せず、督促してもなお納付しない場合などに除籍されます。
- (5) 転専攻（女子大）・転学科（短大）
… 当該学科・専攻年次に欠員のある場合に限り、転学科・転専攻を願い出ることができます。
- (6) 再入学 … 本学を退学した者及び学納金未納のため除籍となった者は以前在籍していた学科・専攻に再入学を願い出ることができます。

7 単位互換制度について

単位互換協定に基づき、他大学などで履修した授業科目を本学の単位として認定する制度です。単位互換科目の履修を希望する場合は、履修手続きなどを教育課程ガイダンス及び教務課からのお知らせを確認してください。

〔女子大学〕

他大学など	履修単位の上限	履修制限	履修にかかる費用	本学での成績通知	本学での単位の取扱い
愛媛大学	1年間8単位	1年次前期から4年次前期まで。 ただし、本学で開設されている授業科目と同一名称の科目は履修不可	無料	秀・優・良・可	卒業要件単位 （自由単位又は本学開設科目に読み替え：修得単位認定願を提出し、認められた場合）
放送大学	1年間8単位、在学期間32単位	1年次後期から4年次前期まで。 ただし、本学で開設されている授業科目と同一名称の科目は履修不可	1科目2単位 12,000円 （1単位あたり6,000円）	認定	
松山短期大学	1学期間4単位	1年次前期から4年次前期まで。 ただし、本学で開設されている授業科目と同一名称の科目は履修不可	1科目2単位 13,000円 （1単位あたり6,500円）	認定	
松山東雲短期大学	上限なし	教務課で確認	無料。ただし、履修登録単位数に応じて授業料を納める者は、有料	認定	

〔短期大学〕

他大学など	履修単位の 上限	履修制限	履修にかかる費用	本学での 成績通知	本学での単位の 取扱い
愛媛大学	1年間8単位	1年次前期から2年次前期まで。 ただし、本学で開設されている授業科目と同一名称の科目は履修不可	無料	秀・優・良・可	卒業要件単位 (自由単位又は 本学開設科目に 読み替え：修得 単位認定願を提出し、認められた場合)
放送大学	在学期間8単位	1年次後期から2年次前期まで。 ただし、本学で開設されている授業科目と同一名称の科目は、履修不可	1科目2単位12,000円 (1単位あたり6,000円)	認定	
松山短期大学	1学期間4単位	1年次前期から2年次前期まで。 ただし、本学で開設されている授業科目と同一名称の科目は、履修不可	1科目2単位13,000円 (1単位あたり6,500円)	認定	
松山東雲女子大学	上限なし	教務課で確認	無料。ただし履修登録単位数に応じて学納金を納める者は有料	認定	

学則・諸規程等

1 学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本学は、キリスト教の精神に基づく建学の理想実現をめざし、教育基本法及び学校教育法にしたがい、専門の学芸を研究教授し、高い人格と豊かな教養を備え、人と社会と共に活躍できる女性の育成を目的とする。

(自己点検・評価等)

第 1 条の 2 本学は、教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法に基づいて、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3. 自己点検評価を行うにあたって必要な事項については、別に定める。

(名称及び所在地)

第 2 条 本学は、松山東雲短期大学と称し、愛媛県松山市桑原 3 丁目 2 番 1 号に置く。

第 2 章 学科、収容定員及び修業年限

(学科及び収容定員)

第 3 条 本学に設置する学科及び収容定員は次の表のとおりとする。

学 科 名	入学定員	収容定員
保 育 科	50名	100名
現代ビジネス学科	40名	80名
食物栄養学科	40名	80名
計	130名	260名

(学科の教育目的)

第 3 条の 2 各学科の教育目的は、次のとおりとする。

- (1) 保育科は、新しい時代の変革や社会の要請に応えることのできるより高い資質をもった有為な保育者を養成する。
- (2) 現代ビジネス学科は、ビジネスに関する知識とスキルを身につけ、ICT運用能力と協調性、創造性、主体性を発揮し、地域社会に貢献できる女性を育成する。
- (3) 食物栄養学科は、食と健康に関する専門知識と確かな技術を修得し、食の分野から人々の健康実現をサポートする食のスペシャリストを養成する。

(修業年限及び在学年数)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2. 在学年数は4年を超えることができない。
3. 前2項の規定にかかわらず、学長の許可を得て、長期履修学生として在学することができる。
4. 長期履修学生の修業年限及び在学年数に関して必要な事項は別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 本学開学記念日 5月2日
- (4) 松山東雲学園創立記念日 9月16日
- (5) 春期休業日 3月18日から3月31日まで
- (6) 夏期休業日 8月8日から9月20日まで
- (7) 冬期休業日 12月25日から1月4日まで

2. 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更、又は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、休学、復学、退学及び除籍

(入学の時期)

第8条 入学の時期は学期の始めとする。

(入学の資格)

第9条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する女子で、本学の入学者選考に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年数が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他、相当の年齢に達し、高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同以上の学力があると本学が認めた者

(入学の出願)

第10条 前条の各号のいずれかに該当する者で、本学に入学を志願する者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出し、入学検定料を納入しなければならない。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て、学長が合格を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人署名の誓約書、その他本学所定の書類を提出するとともに、入学金を納付し、入学手続きをしなければならない。

2. 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第13条 保証人は1名とし、父母又はその他の成年者で、独立の生計を営む者とし、その学生の在学中の一切の事項について、その責任を負うものとする。保証人に変更があった場合は、直ちに届け出なければならない。

(転入学・転学科)

第14条 本学に転入学又は本学の学生で転学科を志望する者があるときは、当該学科年次に欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

2. 前項により入学を許可された者のすでに修得した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。
3. 転入学及び転学科に関する規程は別に定める。

(休 学)

第15条 健康上又はその他やむを得ない事由により2か月以上修学できない者は、所定の休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、健康上の事由による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第16条 休学の期間は通算2年以内とし、在学年数に算入しない。

(復 学)

第17条 休学中の学生が復学しようとするときは、所定の復学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、健康上の事由により休学した場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(退 学)

第18条 退学しようとする者は、所定の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2. 他の大学等に入学又は転入学しようとする者は、前項に準ずる。

(再入学)

第19条 本学を退学した者及び第20条第1項第3号に該当する者が再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、学長が再入学を許可することがある。

2. 前項により入学を許可された者のすでに修得した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。
3. 再入学に関する規程は別に定める。

(除 籍)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第4条第2項に定める在学年数を超えた者
- (2) 第16条に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者
- (3) 学納金の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成)

第21条 教育課程は、本学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

(授業科目の区分、名称及び単位数等)

第22条 授業科目の区分、名称及び単位数等は、別表1のとおりとする。

2. 授業科目の履修に関する規程は別に定める。

(授業の方法)

第23条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

2. 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3. 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単 位)

第24条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2. 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

第25条 削除

第26条 削除

(成績の判定)

第27条 学業成績は秀・優・良・可・不可をもって表し、可以上を合格とする。

2. 学業成績判定に関する規程は別に定める。

(単位の認定)

第28条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他学科における授業科目の履修等)

第29条 本学の他学科の授業科目の履修をする場合は、授業科目担当者の許可を得たうえ所定の手続きを行い、履修することができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第30条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第31条 本学が教育上有益と認めるときは、他の短期大学、高等専門学校の専攻科及びその他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、教授会の議を経て、本学に入学した後、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

3. 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第30条第1項及び前条第1項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。この場合において、第30条第2項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第32条の2 学修機会の多様化を図ることを目的として、本学が定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する者があるときは、長期履修学生として、その計画的な履修を認めることがある。

2. 長期履修学生の履修に関して必要な事項は別に定める。

第6章 卒業要件等

(卒業の要件)

第33条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表1に定める所要単位を修得しなければならない。

2. 前項により卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第23条第2項の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

(卒業の認定)

第34条 前条の要件を満たした学生には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第35条 本学を卒業した者に次のとおり短期大学士の学位を授与する。

保 育 科 短期大学士(保育)

現代ビジネス学科 短期大学士(ビジネス)

食物栄養学科 短期大学士(食物栄養)

(教育職員免許状の取得)

第36条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第33条に規定する卒業の要件を満たし、かつ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2. 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	免 許 状 の 種 類
保 育 科	幼稚園教諭二種免許状

3. 前項の教育職員免許状を取得するために必要な事項は別に定める。

第 7 章 学 納 金 等

(学納金等の金額及び種類等)

第37条 本学の学納金等は別表2のとおりとする。

2. 授業料、施設・設備費、実験・実習費は2学期に分け、前学期は4月末日、後学期は10月末日までに納入するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、別に定める規程により減免又は延納を認めることがある。

3. 別表2以外の学納金については別に徴収する。

4. 修業年限2年を超えて在学する者の学納金は別に定める。

5. 社会人学生の学納金に関する規程は別に定める。

(休学及び復学の場合の学納金)

第38条 休学期間中の学納金及び学期の中途に復学する者の学納金は別に定める。

(退学、除籍及び停学の場合の学納金)

第39条 学期の途中で退学、又は除籍された者の当該学期分の学納金は徴収する。

2. 停学期間中の学納金は徴収する。

(納付された学納金等)

第40条 納付された学納金等は、原則として返還しない。

第8章 職 員 組 織

(職員組織)

第41条 本学に次の職員を置く。

学 長、副学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、助手、労務職員

2. 組織及び職務に関する規程は別に定める。

第9章 教 授 会

(教授会)

第42条 本学は、教育研究に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2. 教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

3. 教授会に関する必要な事項は別に定める。

第43条 削除

第10章 科 目 等 履 修 生 等

(科目等履修生)

第44条 本学の学生以外の者が授業科目の履修を願い出た場合には、当該科目の授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、学長が科目等履修生として授業科目の履修を許可することがある。

2. 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第44条の2 他の大学等（外国の大学を含む）の学生が、本学における授業科目の履修を願い出た場合には、両大学間の協議に基づき、学長が特別聴講学生として授業科目の履修を許可することがある。

2. 特別聴講学生に関する規程は別に定める。

(研究生)

第45条 短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると本学が認めた者が、該当する学科において、特定の事項について研究することを学科長に願い出た場合は、当該学科の授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、学長が研究生として許可することがある。

2. 研究生に関する規程は別に定める。

(委託生)

第46条 短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると本学が認めた者で、公共機関又はこれに準ずる団体からその所属職員を本学に委託する願い出があった場合は、授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、学長が委託生として許可することがある。

2. 委託生が授業科目の履修を願い出た場合は、科目等履修生に関する規程を、また、研究することを願い出た場合は研究生に関する規程をそれぞれ準用する。

(外国人留学生)

第46条の2 外国人留学生の入学を許可することができる。

2. 外国人留学生に関する規程は別に定める。

第11章 大 学 開 放

(公開講座等)

第47条 公開講座等は、授業及び研究に妨げのない限り開講することができる。

第12章 賞 罰

(表 彰)

第48条 人物、学業ともに優秀な者、その他学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長がこれを表彰する。

2. 学生表彰に関する規程は別に定める。

(懲 戒)

第49条 本学の規則に違反、又は次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長がこれを訓戒、停学又は退学に処する。

(1) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(2) 正当な理由なく出席常ならぬ者、又は無届で長期にわたり欠席した者

2. 学生懲戒に関する規程は別に定める。

第13章 附 属 施 設

(図書館)

第50条 本学に図書館を置く。

2. 図書館に関する規程は別に定める。

(松山東雲教育実践研究センター)

第51条 本学に松山東雲教育実践研究センターを置く。

2. 松山東雲教育実践研究センターに関する規程は別に定める。

第14章 学 則 の 改 廃

(学則の改廃)

第52条 この学則の改廃は、教授会の議を経て、学長が理事会に進達する。

附 則

1. この学則は1964年4月1日から施行する。

—中略—

61. 第3条の規定にかかわらず、2026年度における学科及び学生定員は次のとおりとし、2027年度以降の学科及び学生定員は第3条のとおりとする。

学 科 名	入学定員	総定員
保 育 科	50名	150名
現代ビジネス学科	40名	80名
食物栄養学科	40名	120名
計	130名	350名

62. この学則は2026年4月1日から施行する。なお、2025年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

別表1の(1) 共通カリキュラム

領域	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
A 知の 礎	キリスト教学	2		〔保育科〕 10単位以上 〔現代ビジネス学科〕 10単位以上 〔食物栄養学科〕 10単位以上
	哲学		2	
	倫理学		2	
	文学		2	
	心理学入門		2	
	法学		2	
	日本国憲法		2	
	経済学		2	
	ジェンダー論		2	
	AIとデータサイエンス	2		
B 社会と共 に学ぶ	まつやま学		2	
	正岡子規と伊予の文化		2	
	茶道の文化		2	
	ボランティア論		2	
	社会起業論		2	
	生活の美術		2	
	大学コンソーシアム共通科目Ⅰ		2	
	大学コンソーシアム共通科目Ⅱ		2	
	インディペンデント・スタディ		2	
C ライフ デザイン	現代社会とライフデザイン		2	
	女性とライフプランニング		2	
	フィジカルマネジメントと健康		2	
	ライフサイクルと健康		2	
	栄養と食生活		2	
	現代のメンタルヘルス		2	
	生涯スポーツⅠ		2	
	生涯スポーツⅡ		2	
	体育講義 ※		1	
	体育実技 ※		1	
	レクリエーション概論		2	
	レクリエーション実技		1	
	レクリエーション指導実習		1	
D 伝え 合う力	英語Ⅰ ※1		2	
	英語Ⅱ ※1		2	
	観光英語		2	
	資格英語		2	
	フランス語 ※1		2	
	ドイツ語 ※1		2	
	中国語 ※1		2	
	韓国・朝鮮語 ※1		2	
	日本語 ※1		2	
	読書とコミュニケーション		2	
	手話		2	
	情報リテラシー ※2		2	
	国際事情研究		2	
計		4	82	

(注)

1. C群の領域の※は保育科のみ、D群の領域の※1はその言語を母語としない学生のみ、※2は保育科・食物栄養学科のみ、履修登録できる科目を示す。

別表1の(2) 保 育 科

授業科目の 区分等	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
共通カリキュラム				10単 位 以 上
専 門 科 目	保育ゼミナールⅠ	1		40 単 位 以 上
	保育ゼミナールⅡ	1		
	保育総合演習Ⅰ	1		
	保育総合演習Ⅱ	1		
	保育原理		2	
	教育原論		2	
	社会福祉		2	
	子ども家庭福祉		2	
	子ども家庭支援論		2	
	社会的養護Ⅰ		2	
	社会的養護Ⅱ		1	
	教育社会学		2	
	保育者論		2	
	教育心理学(保育の心理学)		2	
	子ども家庭支援の心理学		2	
	子どもの保健		2	
	乳児保育Ⅰ		2	
	乳児保育Ⅱ		1	
	子どもの健康と安全		1	
	子どもの食と栄養		2	
	保育カリキュラム論		2	
	保育内容総論		1	
	幼児と健康		1	
	幼児と人間関係		1	
	幼児と環境		1	
	幼児と言葉		1	
	幼児と音楽表現		1	
	幼児と造形表現		1	
	健康の指導法		1	
	人間関係の指導法		1	
	言葉の指導法		1	
	環境の指導法		1	
	表現の指導法		1	
	特別支援教育		2	
	子育て支援		1	
	保育者のためのピアノ基礎Ⅰ※		1	
	保育者のためのピアノ基礎Ⅱ※		1	
	音楽Ⅰ(保育内容の理解と方法Ⅰ)		1	
	音楽Ⅱ(保育内容の理解と方法Ⅱ)		1	
	音楽Ⅲ(保育内容の理解と方法Ⅴ)		1	
	音楽Ⅳ(保育内容の理解と方法Ⅵ)		1	
	図画工作(保育内容の理解と方法Ⅲ)		1	
	体育(保育内容の理解と方法Ⅳ)		1	
	教育相談		1	
	幼児教育の方法		2	
	幼児理解の理論と方法		1	
教職実践演習(幼稚園)※		2		
教育実習Ⅰ※		1		
教育実習Ⅱ※		4		
児童館・放課後児童クラブの機能と運営		2		
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ		2		
保育実習Ⅰ※		4		
保育実習指導Ⅰ※		2		
保育実習Ⅱ※		2		
保育実習指導Ⅱ※		1		
保育実習Ⅲ※		2		
保育実習指導Ⅲ※		1		
児童館実習※		2		
計		4	83	
卒 業 要 件 単 位 数		62単位以上		

- (注) 1. ※の科目の単位数は卒業要件単位数に含まない。
 2. 共通カリキュラムは、別表1の(1)のとおりとする。
 3. 自由単位12単位以上は、共通カリキュラム、専門科目、他学科履修可能授業科目、単位互換科目から履修できるものとする。

別表 1 の(3) 現代ビジネス学科

授業科目の 区分等	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
共通カリキュラム				10 単 位 以 上
専 門 科 目	現代企業論	2		46 単 位 以 上
	現代社会と経済	2		
	日本語表現Ⅰ	2		
	情報リテラシー	2		
	情報コミュニケーション	2		
	コンピュータ文書作成Ⅰ	2		
	コンピュータ文書作成Ⅱ	2		
	デジタル倫理	2		
	キャリアデザイン	2		
	ゼミナールⅠ	2		
	ゼミナールⅡ	2		
	ゼミナールⅢ	2		
	ゼミナールⅣ	2		
	日本語表現Ⅱ	2		
	情報処理概論		2	
	コミュニケーション演習		2	
	情報処理演習		2	
	ビジネスインターンシップ		2	
	マーケティング基礎		2	
	診療報酬請求事務Ⅰ		2	
	診療報酬請求事務Ⅱ		2	
	ファイナンシャル・プランニング演習		2	
	企業分析演習		2	
	証券外務員演習		2	
	観光ビジネス論		2	
	ホスピタリティ論		2	
	コンピュータ会計実務		2	
	マーケティング応用		2	
	マーケティングリサーチ		2	
	簿記・会計		2	
	簿記演習		2	
	ビジネス英語		2	
	トラベル英語		2	
	サービスマネジメント		2	
	マルチメディア演習		2	
	実用英語Ⅰ		2	
	実用英語Ⅱ		2	
	科目間横断プログラムⅠ		4	
	科目間横断プログラムⅡ		4	
	観光地理		2	
	証券外務員 ※		1	
	簿記検定2級 ※		1	
	簿記検定3級 ※		1	
	メディカルクラーク ※		1	
自由単位				6単位以上
計		28	60	
卒 業 要 件 単 位 数				62単位以上

- (注) 1. ※の科目の単位数は卒業要件単位数に含まない。
2. 共通カリキュラムは、別表 1 の(1)のとおりとする。
3. 自由単位 6 単位以上は、共通カリキュラム、専門科目、他学科履修可能授業科目、単位互換科目から履修できるものとする。

別表 1 の(4) 食物栄養学科

授業科目の区分等	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
共通カリキュラム				10単位以上
専 門 科 目	栄養ゼミナールⅠ	1		38単位以上
	栄養ゼミナールⅡ	1		
	卒業研究	2		
	公衆衛生学		2	
	社会福祉概論		2	
	解剖生理学Ⅰ		2	
	解剖生理学Ⅱ		2	
	生化学		2	
	臨床生理生化学		2	
	生理生化学実験		1	
	食品学総論		2	
	食品学各論		2	
	食品衛生学		2	
	食品学総論実験		1	
	基礎化学実験		1	
	食品衛生学実験		1	
	基礎栄養学		2	
	応用栄養学		2	
	臨床栄養学		2	
	食事計画論		2	
	栄養学実習		1	
	臨床栄養学実習		1	
	栄養教育論Ⅰ		2	
	栄養教育論Ⅱ		2	
	公衆栄養学		2	
	栄養教育論実習Ⅰ		1	
	栄養教育論実習Ⅱ		1	
	調理学		2	
	給食計画・実務論		2	
	調理学実習Ⅰ		1	
	調理学実習Ⅱ		1	
	食べ物と調理		1	
	給食管理実習Ⅰ		1	
	給食管理実習Ⅱ		1	
	給食計画実務実習		1	
	栄養ケア・マネジメント		2	
	病理学		2	
	スポーツ栄養・基礎		2	
	スポーツ栄養・応用		2	
	アレルギーと食育		2	
	フードビジネス論		2	
	栄養士実力養成演習		2	
自由単位				14単位以上
計		4	64	
卒 業 要 件 単 位 数				62単位以上

(注) 1. 共通カリキュラムは、別表 1 の(1)のとおりとする。

2. 自由単位14単位以上は、共通カリキュラム、専門科目(選択)、他学科履修可能授業科目、単位互換科目から履修できるものとする。

別表2の(1) 学 納 金 等

入 学 金	(入学時のみ)	250,000 円
授 業 料	(年 額)	600,000 円
施 設・設備費	(年 額)	250,000 円
教育充実費(年 額)	保 育 科	32,000 円
	現代ビジネス学科	32,000 円
	食物栄養学科	37,000 円
入 学 検 定 料		30,000 円
一般選抜併願制度利用者の 入学検定料		40,000 円
大学入学共通テスト利用選抜の 入学検定料		15,000 円
大学入学共通テスト利用選抜併願制度 利用者の入学検定料		25,000 円

別表2の(2) 長期履修学生の学納金

費目	年次 学期	1年次		2年次		3年次		総額
		前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	
入学金		250,000	0	0	0	0	0	250,000
授業料		200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000
施設・設備費		80,000	84,000	84,000	84,000	84,000	84,000	500,000
教育充実費 (保育科)		9,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	64,000
教育充実費 (現代ビジネス学科)		9,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	64,000
教育充実費 (食物栄養学科)		9,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	74,000
計 (保育科・現代ビジネス学科)		539,000	295,000	295,000	295,000	295,000	295,000	2,014,000
計(食物栄養学科)		539,000	297,000	297,000	297,000	297,000	297,000	2,024,000

2 履 修 規 程

第 1 章 総 則

(根 拠)

第 1 条 学則第22条第 2 項に基づきこの規程を定める。

第 2 条 学生が、本学の教育課程を履修し卒業するためには、この規程に従わなければならない。

第 2 章 履修科目の登録

(履修科目の登録)

第 3 条 学生は各学期の指定の登録日までに、履修科目を登録しなければならない。

第 4 条 登録日以後の登録及びその変更もしくは取り消しは認めない。ただし、正当と認められた場合についてはその限りではない。

(履修科目の登録の上限)

第 5 条 卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、集中講義、学外実習指導、学外実習及び他の大学又は短期大学における授業科目の履修の単位を除き49単位とする。ただし、GPA値が一定の基準値以上である場合又は卒業年次の学生においては、55単位まで履修登録することができる。

第 3 章 履修方法等

(履修方法等)

第 6 条 各学科の履修方法は次のとおりとし、履修する科目の選択は、各学科の教育課程表に示す履修順序に従って行うことを原則とする。

1. 保育科

- (1) 共通カリキュラムの履修に当たっては、キリスト教学(2)、AIとデータサイエンス(2)を必修、6 単位以上を選択し、合計10単位以上を修得しなければならない。
- (2) 専門科目の履修に当たっては、4 単位を必修、36単位以上を選択、自由単位として、共通カリキュラム、専門科目、他学科履修可能授業科目、単位互換科目から12単位以上を選択し、合計52単位以上を修得しなければならない。
- (3) 幼稚園教諭二種免許状取得に関しては、別に定める幼稚園教諭二種免許状取得に関する履修細則に従わなければならない。
- (4) 保育士資格証明書取得に関しては、別に定める保育士資格証明書取得に関する履修細則に従わなければならない。
- (5) 児童厚生二級指導員資格の取得に関しては、別に定める児童厚生二級指導員資格取得に関する履修細則に従わなければならない。
- (6) レクリエーション・インストラクター資格取得に関しては、別に定めるレクリエーション・インストラクター資格取得に関する履修細則に従わなければならない。
- (7) 社会福祉主事任用資格取得に関しては、別に定める社会福祉主事任用資格単位修得証明書取得に関する履修細則に従わなければならない。

2. 現代ビジネス学科

- (1) 共通カリキュラムの履修に当たっては、キリスト教学(2)、AIとデータサイエンス(2)を必修、6単位以上を選択し、合計10単位以上を修得しなければならない。
- (2) 専門科目の履修に当たっては、28単位を必修、18単位以上を選択、自由単位として、共通カリキュラム、専門科目、他学科履修可能授業科目、単位互換科目から6単位以上を選択し、合計52単位以上を修得しなければならない。
- (3) レクリエーション・インストラクター資格取得に関しては、別に定めるレクリエーション・インストラクター資格取得に関する履修細則に従わなければならない。

3. 食物栄養学科

- (1) 共通カリキュラムの履修に当たっては、キリスト教学(2)、AIとデータサイエンス(2)を必修、6単位以上を選択し、合計10単位以上を修得しなければならない。
- (2) 専門科目の履修に当たっては、4単位を必修、34単位以上を選択、自由単位として、共通カリキュラム、専門科目、他学科履修可能授業科目、単位互換科目から14単位以上を選択し、合計52単位以上を修得しなければならない。
- (3) 栄養士免許取得に関しては、別に定める栄養士免許証取得に関する履修細則に従わなければならない。
- (4) 社会福祉主事任用資格取得に関しては、別に定める社会福祉主事任用資格単位修得証明書取得に関する履修細則に従わなければならない。
- (5) レクリエーション・インストラクター資格取得に関しては、別に定めるレクリエーション・インストラクター資格取得に関する履修細則に従わなければならない。

附 則

この規程は2026年4月1日より施行する。

3 幼稚園教諭二種免許状取得に関する履修細則

第1条 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、学則第33条によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

第2条 前条に基づく授業科目の種類と単位数は、次表（別表第1、別表第2）のとおりとする。
（別表第1）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学授業科目	単位数	
科目	各科目に含める必要事項	単位数		必修	選択
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	幼児と健康	1	
		人間関係	幼児と人間関係	1	
		環境	幼児と環境	1	
		言葉	幼児と言葉	1	
		表現	幼児と造形表現 幼児と音楽表現	1 1	
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	12	健康の指導法 人間関係の指導法 環境の指導法 言葉の指導法 表現の指導法 保育内容総論	1 1 1 1 1 1	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原論	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		保育者論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育社会学	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学 (保育の心理学)	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	2	
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		保育カリキュラム論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4	幼児教育の方法	2	
	幼児理解の理論及び方法		幼児理解の理論と方法	1	
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法		教育相談	1	
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	1 4	
	教職実践演習	2	教職実践演習 (幼稚園)	2	
大学が独自に設定する科目 ※		2			
要単位数		31		35	

※「大学が独自に設定する科目」は、「大学が独自に設定する科目」及び最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」及び「教育実践に関する科目」について、併せて2単位を修得すること。

(別表第2)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学授業科目	単位数	備考
	科 目	単位数			
第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	日本国憲法	2	必修
	体育	2	体育講義 体育実技	1 1	必修
	外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ 英語Ⅱ ドイツ語 フランス語 中国語 韓国・朝鮮語	2 2 2 2 2 2	1科目選択必修
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	AIとデータサイエンス	2	必修
	必要単位数	8	8		

附 則

この細則は2000年4月1日より施行する。

—中 略—

この細則は2026年4月1日より施行する。

4 保育士資格証明書取得に関する履修細則

第1条 保育士資格証明書を得ようとする者は、学則第33条によるほか、平成13年厚生労働省告示第198号に規定する教科目と所要単位を修得しなければならない。

第2条 前条に掲げる告示198号に基づき、必修科目、選択科目として本学で開講する授業科目、授業方法及び単位数は次表のとおりである。

第3条 次表必修科目については全科目全単位を、選択必修科目については3単位を、選択科目については6単位以上を必ず履修しなければならない。

系 列	必 修 科 目				選 択 科 目			
	授 業 科 目	授業 方法	単位 数	時間数	授 業 科 目	授業 方法	単位 数	時間数
教 養 科 目	体育講義	講義	1	15	キリスト教学	講義	2	30
	体育実技	実技	1	30				
	日本国憲法	講義	2	30				
	AIとデータサイエンス	講義	2	30				
	英語Ⅰ※	演習	2	30				
	英語Ⅱ※	〃	2	30				
	ドイツ語※	〃	2	30				
	フランス語※	〃	2	30				
	中国語※	〃	2	30				
	韓国・朝鮮語※	〃	2	30				
	※ いずれか1科目を必修							
	計 8 単位							
保 育 の 本 質 ・ 目 的	保育原理	講義	2	30	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ 児童館・放課後児童クラブの機能と運営	演習 講義	2	30
	教育原論	〃	2	30				
	子ども家庭福祉	〃	2	30				
	社会福祉	〃	2	30				
	子ども家庭支援論	〃	2	30				
	社会的養護Ⅰ	〃	2	30				
	保育者論	〃	2	30				
保 育 の 対 象 の 理 解	教育心理学（保育の心理学）	講義	2	30	教育相談	講義	1	15
	子ども家庭支援の心理学	〃	2	30				
	幼児理解の理論と方法	演習	1	15				
	子どもの保健	講義	2	30				
	子どもの食と栄養	演習	2	30				
保 育 の 内 容 ・ 方 法	保育カリキュラム論	講義	2	30	保育ゼミナールⅠ	演習	1	30
	保育内容総論	演習	1	30	保育ゼミナールⅡ	〃	1	30
	健康の指導法	〃	1	30	幼児教育の方法	講義	2	30
	人間関係の指導法	〃	1	30	幼児と健康	〃	1	15
	言葉の指導法	〃	1	30	幼児と環境	〃	1	15
	環境の指導法	〃	1	30	幼児と音楽表現	〃	1	15
	表現の指導法	〃	1	30	幼児と言葉	〃	1	15
	音楽Ⅰ（保育内容の理解と方法Ⅰ）	〃	1	30	幼児と造形表現	〃	1	15
	音楽Ⅱ（保育内容の理解と方法Ⅱ）	〃	1	30	幼児と人間関係	〃	1	15
	図画工作（保育内容の理解と方法Ⅲ）	〃	1	30				
	体育（保育内容の理解と方法Ⅳ）	〃	1	30				
	乳児保育Ⅰ	講義	2	30				
	乳児保育Ⅱ	演習	1	30				
	子どもの健康と安全	〃	1	30				

必修科目					選択科目			
系列	授業科目	授業方法	単位数	時間数	授業科目	授業方法	単位数	時間数
保育の内容・方法	特別支援教育	演習	2	30				
	社会的養護Ⅱ	〃	1	30				
	子育て支援	〃	1	15				
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	160	保育実習Ⅱ	実習	2	80
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	60	保育実習指導Ⅱ	演習	1	30
					保育実習Ⅲ	実習	2	80
総合演習	保育総合演習Ⅰ	演習	1	30	保育実習指導Ⅲ	演習	1	30
	保育総合演習Ⅱ	演習	1	30	▼1 または、▼2 のいずれかを選択必修			
計 51 単位					選択必修科目 計 3 単位	選択科目 計 6 単位以上		

第4条 単位認定及び成績評価については、学則第27条から第32条に定めるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、表に掲げる科目の出席時間数が同表に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の単位の認定はしないものとする。

第5条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が入所中に他の指定保育士養成施設において履修した教科目又は入所前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を、教授会の議を経て30単位を超えない範囲で当該教科目に相当する教科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. また指定保育士養成施設以外の学校等で履修した教科目について修得した単位については、指定保育士養成施設で設定する教養科目に相当する教科目について、教授会の議を経て30単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。

附 則

この細則は1999年4月1日より施行する。

一中 略一

この細則は2026年4月1日より施行する。

5 児童厚生二級指導員資格取得に関する履修細則

第1条 児童厚生二級指導員資格を取得しようとする者は、学則第33条によるほか、児童健全育成推進財団の「児童厚生員資格認定規則」に定める授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。なお、本資格取得に要する基礎資格を保育士資格又は幼稚園教諭二種免許状とする。

第2条 児童厚生二級指導員資格証取得に関する授業科目、単位数は次表のとおりとする。

児童厚生員資格認定規則に定める科目区分等	本学授業科目	単位数
児童館・放課後児童クラブの機能と運営	児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ	2
児童館実習Ⅰ	児童館実習 又は 保育実習Ⅲ 注)1	2
合計単位数		6

注)1 保育実習Ⅲは児童館での実習に限る。

第3条 児童厚生二級指導員資格取得のためには、第2条に掲げる授業科目を履修し、児童健全育成推進財団へ資格申請及び登録しなければならない。

附 則

この細則は2003年4月1日より施行する。

—中 略—

この細則は2025年4月1日より施行する。ただし、第2条については2025年4月1日現在在籍する全学生に適用する。

6 レクリエーション・インストラクター資格取得に関する履修細則

第1条 レクリエーション・インストラクター資格を取得しようとする者は、学則第33条によるほか、日本レクリエーション協会の「公認指導者資格認定規程」に定める授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

第2条 レクリエーション・インストラクター資格取得に関する授業科目、単位数及び授業方法は次のとおりとする。

授 業 科 目	単位数	授業方法
	必修	
レクリエーション概論	2	講義
レクリエーション指導実習	1	実習
レクリエーション実技	1	実技
必要単位数	4	

第3条 レクリエーション・インストラクター資格取得のためには、第2条に掲げる授業科目を履修し、日本レクリエーション協会へ資格申請しなければならない。

附 則

この細則は2019年4月1日より施行する。

7 社会福祉主事任用資格単位修得証明書取得に関する履修細則（保育科）

第1条 社会福祉主事任用資格単位修得証明書を得ようとする者は、学則第33条によるほか、社会福祉法第19条第1号に基づく本細則第2条に掲げる授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

第2条 社会福祉主事任用資格に関する授業科目、単位数及び授業方法は次のとおりとする。

授 業 科 目	単位数	授業方法
社会福祉	2	講義
保育原理	2	〃
子ども家庭福祉	2	〃
合 計	6	

附 則

この細則は2013年4月1日より施行する。

— 中 略 —

この細則は2021年4月1日より施行する。

8 保育科 食物栄養学科 検定試験等による単位認定に関する規程

（根拠）

第1条 学則第31条第1項及び第32条第2項に基づき、この規程を定める。

（認定の対象）

第2条 単位認定の対象となる検定試験等及び単位認定する授業科目は、別表のとおりとする。

（認定の申請）

第3条 単位の認定を申請しようとする者は、次の書類を教務課に提出しなければならない。

（1） 検定試験等による単位認定願（所定の用紙）

（2） 検定試験等の合格証明書（級数またはスコアを含む。）

（認定）

第4条 前条の規定により申請のあった授業科目について、教務部長が確認の上、教授会の議を経て認定する。

（学業成績の判定）

第5条 前条の規定により認定した授業科目の成績は、学則第27条の規定にかかわらず、「認定」と表記する。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

1. この規程は2018年4月1日より施行する。

— 中 略 —

4. この規程は2025年4月1日より施行する。

別 表

単位認定の対象とする検定試験等			単位認定する 本学の授業科目等	
検定試験	主催	認定基準	授業科目	認定単位
日商PC検定（文書作成）	日本商工会議所	3級以上	{ A } 情報リテラシー	2 注)1
ビジネス文書実務検定試験	全国商業高等学校協会	2級以上		
Microsoft Office Specialist Word	マイクロソフト社	資格取得		
文書デザイン検定試験	日本情報処理検定協会	2級以上		
日商PC検定（データ活用）	日本商工会議所	3級以上		
全商情報処理検定試験（ビジネス情報部門）	全国商業高等学校協会	2級以上		
情報処理技能検定試験（表計算）	日本情報処理検定協会	2級以上		
Microsoft Office Specialist Excel	マイクロソフト社	資格取得		

注)1 文書作成関係（A）、表計算関係（B）より1つずつ合格していること

9 現代ビジネス学科 検定試験等による単位認定に関する規程

(根拠)

第1条 学則第31条第1項及び第32条第2項に基づき、この規程を定める。

(認定の対象)

第2条 単位認定の対象となる検定試験等及び単位認定する授業科目は、別表のとおりとする。

(認定の申請)

第3条 単位の認定を申請しようとする者は、次の書類を教務課に提出しなければならない。

(1) 検定試験等による単位認定願 (所定の用紙)

(2) 検定試験等の合格証明書 (級数またはスコアを含む。)

(認定)

第4条 前条の規定により申請のあった授業科目について、教務部長が確認の上、教授会の議を経て認定する。

(学業成績の判定)

第5条 前条の規定により認定した授業科目の成績は、学則第27条の規定にかかわらず、「認定」と表記する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

1. この規程は2014年4月1日より施行する。

—中 略—

11. この規程は2026年4月1日より施行する。

別 表

検定資格名称	検定主催	認定基準	授業科目名	認定単位
ビジネス文書実務検定試験	全国商業高等学校協会	1級合格	コンピュータ文書作成 I	2
日商 PC 検定 (文書作成)	日本商工会議所	2級合格以上	コンピュータ文書作成 I	2
情報処理検定試験(ビジネス情報部門)	全国商業高等学校協会	1級合格	情報リテラシー	2
日商 PC 検定 (データ活用)	日本商工会議所	2級合格以上	情報リテラシー	2
情報処理技能検定試験 (表計算)	日本情報処理検定協会	準1級合格以上	情報リテラシー	2
簿記検定	日本商工会議所	2級合格	簿記検定 2 級	★
簿記検定	日本商工会議所	3級合格	簿記検定 3 級	★
医療事務技能審査試験	日本医療教育財団	合格	メディカルクラーク	★
外務員資格試験	日本証券業協会	二種合格以上	証券外務員	★

(注) 1. コンピュータ文書作成 I、情報リテラシーの単位認定は、入学時(4月)の申請に限る。

2. ★はそれぞれ1単位で卒業要件には含まない。

10栄養士免許証取得に関する履修細則

第1条 栄養士免許証を得ようとする者は、学則第33条によるほか、栄養士法及び栄養士法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

第2条 専門科目の単位数は次のとおりとする。

教育内容	単位数		科目名	単位数		時間数
	講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習	
社会生活と健康	4	4	公衆衛生学	2		30
			社会福祉概論	2		30
			社会生活と健康の小計	4		
人体の構造と機能	8		解剖生理学Ⅰ	2		30
			解剖生理学Ⅱ	2		30
			生化学	2		30
			臨床生理生化学	2		30
			生理生化学実験		1	45
			人体の構造と機能の小計	8	1	
食品と衛生	6		食品学総論	2		30
			食品学各論	2		30
			食品衛生学	2		30
			食品学総論実験		1	45
			基礎化学実験		1	45
			食品衛生学実験		1	45
			食品と衛生の小計	6	3	
栄養と健康	8	10	食事計画論	2		30
			基礎栄養学	2		30
			応用栄養学	2		30
			臨床栄養学	2		30
			栄養学実習		1	45
			臨床栄養学実習		1	45
			栄養と健康の小計	8	2	
栄養の指導	6		栄養教育論Ⅰ	2		30
			栄養教育論Ⅱ	2		30
			公衆栄養学	2		30
			栄養教育論実習Ⅰ		1	45
			栄養教育論実習Ⅱ		1	45
			栄養の指導の小計	6	2	
給食の運営	4		調理学	2		30
			給食計画・実務論	2		30
			調理学実習Ⅰ		1	45
			調理学実習Ⅱ		1	45
			食べ物と調理		1	45
			給食管理実習Ⅰ		1	45
			給食管理実習Ⅱ		1	45
			給食計画実務実習		1	45
			給食の運営の小計	4	6	
	36	14	小 計	36	14	
	50		合 計	50		

第3条 1学年の学級数を1とする。

第4条 単位認定及び成績評価については、学則第27条から第32条に定めるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、表に掲げる科目の出席時間数が同表に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の単位の認定はしないものとする。

附 則

この細則は2026年4月1日より施行する。

11 社会福祉主事任用資格単位修得証明書取得に関する履修細則（食物栄養学科）

第1条 社会福祉主事任用資格単位修得証明書を得ようとする者は、学則第33条によるほか、社会福祉法第19条第1号に基づく本細則第2条に掲げる授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

第2条 社会福祉主事任用資格に関する授業科目、単位数及び授業方法は次のとおりとする。

授 業 科 目	単位数	授業方法
基礎栄養学	2	講義
公衆衛生学	2	〃
社会福祉概論	2	〃
合 計	6	

附 則

この細則は2021年4月1日より施行する。

12 学業成績判定に関する規程

（根 拠）

第1条 学則第27条第2項に基づきこの規程を定める。

（成績判定及び試験）

第2条 学業成績は、試験、研究報告及び学修状況などを総合して判定する。

2. 学期末試験は、各授業科目の単位認定期に実施する試験である。

3. 学期末試験に関する規則は別に定める。

第3条 次の各号のいずれかに該当する学生については、当該授業科目の学業成績の判定をしない。ただし、教授会において正当又はやむを得ない事由があると認められた場合についてはこの限りではない。

(1) 履修登録をしていない者

(2) 欠席回数が開講回数の3分の1を超える者

(3) 休学中の者

(4) 所定の学費を定められた期日までに納入していない者

(5) 試験に際し、不正行為を行った者

(6) その他、教授会において学業成績の判定を受けることが適当でないと決議された者

第4条 第2条によって判定され、教授会の議を経て確定した学業成績は取り消すことができない。ただし、教授会で正当と認められた場合についてはこの限りではない。

(成績評価)

第5条 学業成績判定の評価は、次のとおりとする。

(1) 秀 100～90点 優 89～80点 良 79～70点
可 69～60点 不可 59点以下

(2) 再試験の評価は最高60点とする。

2. 前項の規定にかかわらず、以下の授業科目については、学業成績を合格・不合格をもって表す。

「保育ゼミナールⅠ（保育科専門科目）」

「保育ゼミナールⅡ（保育科専門科目）」

「保育者のためのピアノ基礎Ⅰ（保育科専門科目）」

「保育者のためのピアノ基礎Ⅱ（保育科専門科目）」

「栄養ゼミナールⅠ（食物栄養学科専門科目）」

「栄養ゼミナールⅡ（食物栄養学科専門科目）」

現代ビジネス学科キャリアアップ講座の全ての授業科目

3. 欠席回数が授業開講回数の3分の1を超えた場合、又は試験に際し、不正行為を行った場合等は、「失格」と表示する。

4. 他大学等で修得した単位については、原則として「認定」と評価する。

(成績通知)

第6条 学業成績は、成績通知表で学生に通知する。

第7条 学業成績について次の各号に該当すると判断した場合には、指定の期間内に教務課に申し出た場合に限り照合を行う。ただし、土・日・祝日は受付できない。

(1) 成績の誤記入等、明らかに授業科目担当教員の誤りであると思われるもの

(2) シラバス等により学生に周知している授業の到達目標や評価方法から明らかに成績評価について疑義があると思われるもの

附 則

この規程は2024年4月1日より施行する。

13学期末試験の実施に関する規則

第1条 学業成績判定に関する規程第2条第3項に基づき、この規則を定める。

第2条 学期末試験を実施する場合は、時間割に従い行うことを原則とする。

ただし、必要に応じ、試験の日時、場所等の調整を行うことがある。

第3条 学期末試験を実施する場合は、授業科目名、日時、場所、実施方法、留意事項を原則として14日前までに通知する。

第4条 試験監督者は、試験に際し別表「受験者心得」及び前条の通知事項を受験者に遵守させる。

第5条 次の事由により受験できなかった学生に対して追試験を行うことがある。

事 由	証 明 書
公欠席が認められたもの	公欠席許可通知
公欠席が認められない病気又はけが	医師の診断書又は受診が証明できるもの 注)1
公共交通機関の途絶又は延着	最寄駅の証明書
公欠席が認められない忌引	会葬礼状
災害等	被災証明書
公欠席が認められない課外活動の公式試合	学生支援課の証明書
その他やむを得ない事由	事由書

注)1 受診が証明できるものは、本人氏名・受診日・受診機関名が記載されているものとする。

2. 追試験を受けようとする者は、事前又は試験日以後1週間以内（当日を含めて7日以内。ただし、土・日・祝日は受付できません。）に本人が「追試験願」に証明書を添付して、教務課に願い出なければならない。

3. 追試験は、通常の授業期間内で行うことを原則とする。

4. 通常の授業期間で試験が実施できない場合は、学期末の集中講義期間などを利用して実施することができる。

別表「受験者心得」

- 試験の実施日時・場所等は各自が事前に掲示等で確認すること。
- 試験に際しては学生身分証明書を必ず机の上に置くこと。
※学生身分証明書を携帯していない者は、監督者の指示を受けること。
仮身分証明書発行場所 教務課
- 試験開始時刻までに所定の席に着くこと。
- 定刻より15分以上遅刻した者は原則として受験できない。
- 携帯電話等は電源を切り、荷物とともに座席下に置くこと。
- 机上には、指示された物以外は置かないこと。
- 試験開始後は、原則として途中退場は認めない。
- 答案用紙は、持ち帰ることができない。氏名等必要事項の記入に漏れがないことを確認し必ず提出すること。

- | |
|---|
| <p>9 追試験に該当する事由により試験を受験できなかった場合は、欠席の事由を証明する書類を添えて、速やかに教務課に届け出ること。</p> <p>10 不正行為をした者については、当該授業科目の学業成績を判定しない。また、その程度に応じて学則に定める懲戒処分を行う。</p> |
|---|

第6条 卒業年次に限り、学業成績判定資格を有する科目について2科目以内の修得単位数不足のため卒業資格を得ることのできない者、又は、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、栄養士資格を得ることのできない者に対しては、本人の願い出により再試験を行うことがある。ただし、再試験を願い出ることができるのは、卒業年次に履修した2科目以内とする。

2. 再試験を受けようとする者は、各学期の指定の期間内（土・日・祝日を除く）に本人が「再試験願」を教務課に提出し、所定の手続きを行わなければならない。

附 則

この規則は2026年4月1日より施行する。ただし、第6条については2026年4月1日現在在籍する全学生に適用する。

[33-PEE16]

14 科目等履修生に関する規程

(根 拠)

第1条 学則第44条第2項に基づき、この規程を定める。

(資 格)

第2条 科目等履修生（次項に定める者を除く。）の出願資格は、学則第9条に規定する各号の一に該当する者とする。

2. 高大連携に係る科目等履修生（以下「高大連携科目等履修生」という。）の出願資格は、高等学校又は中等教育学校（後期課程）に在籍し、所属学校長が推薦する女子とする。高大連携科目等履修生に必要な事項は、別に定める。

(出 願)

第3条 科目等履修生を志願する者は、所定の願書に希望する履修科目等を記入し、検定料、健康診断書を添えて学長に願出しなければならない。

(受入れ許可)

第4条 前条の志願者に対しては、教授会の議を経て、学長が受入れを許可することがある。

(履修できる授業科目等)

第5条 履修できる授業科目の範囲、修得できる単位数及び受入れる学生数は、別に定める。

(単位の授与)

第6条 科目等履修生への単位の授与は、学則第28条を準用する。

(授業料等)

第7条 科目等履修生の検定料、登録料及び授業料は次のとおりとする。

項 目	金 額	摘 要
検 定 料	5,000円	
登 録 料	10,000円	年度ごとに徴収する。
授 業 料	1 単位 10,000円	実験・実習等の内容により実費を徴収する。

(特例教科目履修生)

第8条 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準の一部改正（平成25年8月8日雇児発0808第2号）及び、教育職員免許法施行規則の一部改正（平成25年8月8日25文科初第592号）に基づき開設する特例教科目の履修を願出する者は、別に定める募集要項によるものとする。

(規程の準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、本学の諸規程を準用する。

附 則

この規程は2022年9月21日より施行する。

15 特別聴講学生に関する規程

(根 拠)

第1条 本学学則第44条の2第2項に基づき、この規程を定める。

(特別聴講学生)

第2条 特別聴講学生として授業科目の履修を志願できる者は、本学と単位互換協定を締結している大学等の学生で、所属する大学等から本学における履修を許可された者とする。

2. 特別聴講学生を志願する者は、所定の願書に希望する履修科目等を記入し、学長に願い出なければならない。

3. 前項の志願者に対しては、教授会の議を経て、学長が受入を許可することがある。

(履修できる授業科目等)

第3条 履修できる授業科目の範囲、修得できる単位数及び受入れる学生数は、別に定める。

(単位の授与)

第4条 特別聴講学生への単位の授与は、学則第28条を準用する。

(授業料等)

第5条 特別聴講学生の検定料、登録料及び授業料は、別に定める。

(規程の準用)

第6条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、本学の諸規程を準用する。

附 則

1. この規程は2018年4月1日より施行する。

16 研究生に関する規程

第1条 学則第45条第2項にもとづきこの規程を定める。

第2条 研究生を志願する者は、所定の願書に研究事項および履歴事項を記入し、検定料、健康診断書を添えて学長あて願い出なければならない。

第3条 研究生の指導教員は教授会の議を経て定める。

第4条 研究生に対して指導教員が必要と認めるときは、教授会の議を経て授業に出席することを許可することができる。

第5条 研究生で相当の成績をあげたと認められる者は、教授会の議を経て学長が研究証明書を付与することができる。

第6条 研究生の検定料、登録料および授業料は次のとおりとする。

項 目	金 額	摘 要
検 定 料	5,000円	研究生は実験・実習の内容により実費を徴収する。
登 録 料	15,000円	
授 業 料	月額 10,000円	

附 則

1. この規程は2009年4月1日より施行する。

17 松山東雲短期大学 既修得単位等の認定に係る申請について

既修得単位等の認定を受けようとする者は、本学に入学した年度の所定の期間に、既修得単位等の認定願に単位修得証明書（学業成績証明書）を添えて、学長に申請しなければならない。

（2000 年 4 月 1 日）

18 資格取得等奨励金支給に関する規程

第1条 資格取得等を奨励するため、資格試験等に合格又は優秀な成績を修めた学生に対して奨励金を支給する。

第2条 奨励金支給の対象とする資格等は別表のとおりとする。

第3条 支給する奨励金の額は、受験料相当額とする。

第4条 奨励金支給にあたっては、次の条件をすべて満たすものとする。

- 1) 本学の学籍を有するもの。
- 2) 本学在学中に、対象となる資格試験等を受験し卒業年度末までに結果発表があったもの。
- 3) 他の企業・団体等から受験料補助を受けていないこと。
- 4) 当該資格・級等について過去に当奨励金を受給したことがないこと。

ただし、同一資格であっても上級の資格に合格した場合は支給対象とする。

第5条 奨励金の支給を希望する場合は、資格試験等の結果発表の日から原則として 1 か月以内に、試験結果を証明する書類を添付して資格取得等奨励金支給願を教務課に提出するものとする。

第6条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は 2026 年 4 月 1 日より施行する。

別表

資 格 等	級 等	主 催 団 体 等
簿記検定	1 級・2 級	日本商工会議所
外務員資格試験	一種・二種	日本証券業協会

IV教育課程表

2026年度 入学生用 共通カリキュラム

領域	授業科目	開講期間	開講年次		単位数	授業方法	授業時間数
			1	2			
A 知の礎	キリスト教学	前	○		②	講義	30
	哲学	後	○→		2	講義	30
	倫理学	前	○→		2	講義	30
	文学	前	○→		2	講義	30
	心理学入門	前	○→		2	講義	30
	法学	前	○→		2	講義	30
	日本国憲法	前・後	○→		2	講義	30
	経済学	後	○→		2	講義	30
	ジェンダー論	前・後		○	2	講義	30
	AIとデータサイエンス	後	○→		②	講義	30
B 社会と共に学ぶ	まつやま学	後	○→		2	講義	30
	正岡子規と伊予の文化	前	○→		2	講義	30
	茶道の文化	前・後	○→		2	演習	30
	ボランティア論	前	○→		2	講義	30
	社会起業論	後		○	2	講義	30
	生活の美術	後	○→		2	演習	30
	大学コンソーシアム共通科目Ⅰ	前(集中)	○→		2	講義	30
	大学コンソーシアム共通科目Ⅱ	前(集中)	○→		2	講義	30
	インディペンデント・スタディ	通年(集中)		○	2	演習	30
C ライフデザイン	現代社会とライフデザイン	後	○→		2	講義	30
	女性とライフプランニング	後	○→		2	講義	30
	フィジカルマネジメントと健康	後	○→		2	講義	30
	ライフサイクルと健康	前	○→		2	講義	30
	栄養と食生活	前	○→		2	講義	30
	現代のメンタルヘルス	前	○→		2	講義	30
	生涯スポーツⅠ	前・後	○→		2	演習	30
	生涯スポーツⅡ	後(集中)	○→		2	演習	30
	体育講義 ※	前		○	1	講義	15
	体育実技 ※	通年		○	1	実技	30
	レクリエーション概論	後	○→		2	講義	30
	レクリエーション実技	前	○→		1	実技	30
	レクリエーション指導実習	通年(集中)	○→		1	実習	45
D 伝え合う力	英語Ⅰ ※1	前・後	○→		2	演習	30
	英語Ⅱ ※1	後	○→		2	演習	30
	観光英語	前	○→		2	演習	30
	資格英語	後	○→		2	演習	30
	フランス語 ※1	前	○→		2	演習	30
	ドイツ語 ※1	後	○→		2	演習	30
	中国語 ※1	前	○→		2	演習	30
	韓国・朝鮮語 ※1	後	○→		2	演習	30
	日本語 ※1	前	○→		2	演習	60
	読書とコミュニケーション	前	○→		2	演習	30
	手話	前		○	2	演習	30
	情報リテラシー ※2	前	○→		2	演習	30
	国際事情研究	前(集中)	○→		2	実習	60
					86		

(注)

- 単位数の○は必修科目を示す。
- C群の領域の※は保育科のみ、D群の領域の※1はその言語を母語としない学生のみ、
※2は保育科・食物栄養学科のみ、履修登録できる科目を示す。
- 開講期間については、変更する場合がある。
- 卒業必修科目は全て主要授業科目とする。

2026年度入学生用 保育科

	1 年 次							2 年 次										単 位 数			
	授 業 科 目	期 間	単 位			授業方法	授業時間数	授 業 科 目	期 間	単 位			授業方法	授業時間数	幼	保	卒 業				
			幼	保	卒業					幼	保	卒業									
共通カリキュラム																	8 単位	8 単位	10 単位以上	※2 自由単位 12 単位以上 40 単位以上 必修 51 単位 選択必修 40 単位以上 必修 35 単位 選択 6 単位以上	
専 門 科 目	保育ゼミナールⅠ	前		1	①	演習	30	保育総合演習Ⅰ	前		①	①	演習	30	必修 35 単位	8 単位	8 単位	10 単位以上			
	保育ゼミナールⅡ	後		1	①	演習	30	保育総合演習Ⅱ	後		①	①	演習	30							
	保育原理	前		②	2	講義	30	教育社会学	後	②		2	講義	30							
	教育原論	前	②	②	2	講義	30	子ども家庭支援論	後		②	2	講義	30							
	社会福祉	前		②	2	講義	30	保育者論	前	②	②	2	講義	30							
	社会的養護Ⅰ	前		②	2	講義	30	子ども家庭福祉	前		②	2	講義	30							
	教育心理学(保育の心理学)	前	②	②	2	講義	30	保育カリキュラム論	前	②	②	2	講義	30							
	子どもの保健	前		②	2	講義	30	言葉の指導法	後	①	①	1	演習	30							
	子どもの食と栄養	後		②	2	演習	30	子ども家庭支援の心理学	前		②	2	講義	30							
	保育内容総論	前	①	①	1	演習	30	人間関係の指導法	後	①	①	1	演習	30							
	幼児と健康 ※1	前	①	1	1	講義	15	表現の指導法	後	①	①	1	演習	30							
	幼児と環境 ※1	前	①	1	1	講義	15	音楽Ⅲ(保育内容の理解と方法Ⅴ)	前			1	演習	30							
	幼児と人間関係 ※1	後	①	1	1	講義	15	音楽Ⅳ(保育内容の理解と方法Ⅵ)	後			1	演習	30							
	幼児と音楽表現 ※1	後	①	1	1	講義	15	幼児教育の方法	前	②	2	2	講義	30							
	幼児と言葉 ※1	後	①	1	1	講義	15	幼児理解の理論と方法 ※1	前	①	①	1	演習	15							
	幼児と造形表現 ※1	後	①	1	1	講義	15	教育相談 ※1	後	①	1	1	講義	15							
	健康の指導法	後	①	①	1	演習	30	教職実践演習(幼稚園)	後	②			演習	30							
	環境の指導法	後	①	①	1	演習	30	子どもの健康と安全	前		①	1	演習	30							
	音楽Ⅰ(保育内容の理解と方法Ⅰ)	前		①	1	演習	30	乳児保育Ⅱ	前		①	1	演習	30							
	音楽Ⅱ(保育内容の理解と方法Ⅱ)	後		①	1	演習	30	社会的養護Ⅱ	後		①	1	演習	30							
	図画工作(保育内容の理解と方法Ⅲ)	前		①	1	演習	30	子育て支援 ※1	後		①	1	演習	15							
	体育(保育内容の理解と方法Ⅳ)	前		①	1	演習	30	教育実習Ⅱ	通年(集中)	④			実習	180							
	乳児保育Ⅰ	後		②	2	講義	30	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ	前		2	2	演習	30							
	特別支援教育	後	②	②	2	演習	30	保育実習Ⅱ	通年(集中)		2		実習	80							
	保育者のためのピアノ基礎Ⅰ	前		★		演習	30	保育実習指導Ⅱ	通 年		1		演習	30							
	保育者のためのピアノ基礎Ⅱ	後		★		演習	30	保育実習Ⅲ	通年(集中)		2		実習	80							
	教育実習Ⅰ	通 年	①			実習	45	保育実習指導Ⅲ	通 年		1		演習	30							
	保育実習Ⅰ	後(集中)		④		実習	160	児童館実習	通年(集中)		★		実習	80							
	保育実習指導Ⅰ	通 年		②		演習	60														
	児童館・放課後児童クラブの機能と運営	後		2	2	講義	30														
卒 業 要 件 単 位 数 ・ 幼 稚 園 教 諭 二 種 免 許 ・ 保 育 士 資 格 証 明 書 取 得 要 件 単 位 数														43 単位以上	68 単位以上	62 単位以上					

1. 単位欄の幼は「幼稚園教諭免許」に必要な単位、保は「保育士資格」に必要な単位、卒業は「卒業」に必要な単位とする。
2. ○は必修とする。
3. ▼1「保育実習Ⅱ」「保育実習指導Ⅱ」▼2「保育実習Ⅲ」「保育実習指導Ⅲ」のいずれかを「保育士資格」のための選択必修とする。
4. ★「保育者のためのピアノ基礎Ⅰ」「保育者のためのピアノ基礎Ⅱ」1単位、卒業要件には含まない。
5. ★「児童館実習」2単位、「児童厚生二級指導員」資格を取得する場合は必修、卒業要件には含まない。
6. ※1「幼児と健康」「幼児と環境」「幼児と人間関係」「幼児と音楽表現」「幼児と言葉」「幼児と造形表現」「幼児理解の理論と方法」「教育相談」「子育て支援」は各8回開講
7. ※2 自由単位12単位以上は、共通カリキュラム・専門科目・他学科履修可能授業科目・単位互換科目から履修できるものとする。
8. 専門科目は全て主要授業科目とする。
9. 開講期間については、変更する場合がある。

2026年度入学生用 現代ビジネス学科

		1 年 次					2 年 次							
		授 業 科 目	期 間	単位	授業方法	授業時間数	授 業 科 目	期 間	単位	授業方法	授業時間数		単 位 数	
共通カリキュラム												10単位以上		
専 門 科 目	必 修	現代企業論	前	②	講義	30	ゼミナールⅢ	前	②	演習	30	28単位		
		現代社会と経済	後	②	講義	30	ゼミナールⅣ	後	②	演習	30			
		日本語表現Ⅰ	前	②	演習	30	コンピュータ文書作成Ⅱ	前	②	演習	30			
		日本語表現Ⅱ	後	②	演習	30								
		情報リテラシー	前	②	演習	30								
		情報コミュニケーション	前	②	演習	30								
		コンピュータ文書作成Ⅰ	前	②	演習	30								
		デジタル倫理	前	②	講義	30								
		キャリアデザイン	前	②	演習	30								
		ゼミナールⅠ	前	②	演習	30								
		ゼミナールⅡ	後	②	演習	30								
		選 択	学 年 別	情報処理概論	後	2	講義	30	ファイナンシャル・プランニング演習	前	2		演習	30
	コミュニケーション演習			後	2	演習	30	企業分析演習	後	2	演習	30		
	情報処理演習			後	2	演習	30	証券外務員演習	後	2	演習	30		
	ビジネスインターンシップ			後	2	演習	30	観光ビジネス論	前	2	講義	30		
	マーケティング基礎			前	2	講義	30	ホスピタリティ論	前	2	講義	30		
	診療報酬請求事務Ⅰ			前(集中)→後	2	演習	60	マーケティング応用	前	2	演習	30		
	診療報酬請求事務Ⅱ			後→後(集中)	2	演習	60	マーケティングリサーチ	前	2	演習	30		
	1・2年次共通			簿記・会計	前	2	講義	30	実用英語Ⅰ	後	2	演習	30	
			簿記演習	後	2	演習	30	実用英語Ⅱ	後	2	演習	30		
ビジネス英語			後	2	演習	30	観光地理	後	2	講義	30			
トラベル英語			前	2	演習	30	サービスマネジメント	後	2	講義	30			
マルチメディア演習			前	2	演習	30	科目間横断プログラムⅠ	通 年	4	演習	60			
コンピュータ会計実務			後	2	演習	30	科目間横断プログラムⅡ	通 年	4	演習	60			
キャリアアップ講座			学年別					証券外務員	後(集中)	★	演習	15		
			1・2年次共通	簿記検定2級	後(集中)	★	演習	15						
			択	簿記検定3級	前(集中)・後(集中)	★	演習	15						
				メディカルクラーク	後(集中)	★	演習	15						
自由単位												6単位以上		
卒 業 要 件 単 位 数												62単位以上		

(注) 1. ○必修

2. キャリアアップ講座の★はそれぞれ1単位で卒業要件には含まない。

3. 自由単位6単位以上は、共通カリキュラム、専門科目、他学科履修可能授業科目、単位互換科目から履修できるものとする。

4. 専門科目は全て主要授業科目とする。

5. 開講期間については、変更する場合がある。

2026年度入学生用 食物栄養学科

		1年次					2年次					
		授業科目	期間	単位	授業方法	授業時間数	授業科目	期間	単位	授業方法	授業時間数	
共通カリキュラム												10単位以上
専門科目	必修	栄養ゼミナールⅠ	前	1	演習	30	卒業研究	通年	2	演習	60	4単位
		栄養ゼミナールⅡ	後	1	演習	30						
	選択	解剖生理学Ⅰ	前	②	講義	30	公衆衛生学	後	②	講義	30	34単位以上
		解剖生理学Ⅱ	後	②	講義	30	社会福祉概論	後	②	講義	30	
		生化学	後	②	講義	30	臨床生理生化学	前	②	講義	30	
		食品学総論	前	②	講義	30	生理生化学実験	前	①	実験	45	
		食品学各論	後	②	講義	30	食品衛生学	前	②	講義	30	
		基礎化学実験	前	①	実験	45	食品学総論実験	後	①	実験	45	
		基礎栄養学	前	②	講義	30	食品衛生学実験	後	①	実験	45	
		応用栄養学	後	②	講義	30	栄養学実習	後	①	実習	45	
		臨床栄養学	後	②	講義	30	臨床栄養学実習	前	①	実習	45	
		栄養教育論Ⅰ	後	②	講義	30	栄養教育論Ⅱ	前	②	講義	30	
		栄養教育論実習Ⅰ	後	①	実習	45	公衆栄養学	後	②	講義	30	
		調理学	前	②	講義	30	栄養教育論実習Ⅱ	前	①	実習	45	
		給食計画・実務論	後	②	講義	30	給食管理実習Ⅰ	前	①	実習	45	
		調理学実習Ⅰ	前	①	実習	45	給食管理実習Ⅱ	前・後(集中)	①	実習	45	
		調理学実習Ⅱ	後	①	実習	45	病理学	前	2	講義	30	
		食べ物と調理	前	①	実習	45	アレルギーと食育	前	2	演習	30	
		給食計画実務実習	後	①	実習	45	栄養ケア・マネジメント	前	2	講義	30	
		食事計画論	前	②	演習	30	スポーツ栄養・応用	後	2	演習	30	
		スポーツ栄養・基礎	後	2	演習	30	フードビジネス論	後	2	講義	30	
						栄養士実力養成演習	後	2	講義	30		
自由単位											14単位以上	
卒業要件単位数												62単位以上

- (注) 1. 単位の○は「栄養士免許」取得のための必修科目(合計50単位)を示す。
2. 自由単位14単位以上は、共通カリキュラム、専門科目(選択)、他学科履修可能授業科目、単位互換科目から履修できるものとする。
3. 専門科目は全て主要授業科目とする。
4. 開講期間については、変更する場合がある。